

## 檜町役員説明会（5回目）会議録

平成29年1月14日（日） 19時～23時 分

市側出席者：並河管理者、川口事務局長、井上次長、山下係長

檜 町：（区長挨拶）

私の方から1つ質問させていただきます。借地権の関係で、天理教と市の関係、どの辺まで建設の関係進んでいるのか説明いただきたいと思います。

管理者：これは12月の議会でも問われました。契約書の最終的な文言とかも見ていただき、それをもって契約に向かっていくという事で議会説明をし、また組合の中でも、他の市町村に対しそういう説明をしてもよいと、お互い合意した上でそういう事を・・・。

檜 町：最初の方で、天理教と檜町と色々要望を出しまして、檜町の皆さんにも出来るだけご迷惑をかけないようにという事で円満に話し合っていきたいという事になっておりましたが、進めていく場合は連絡とか相談もさせていただくという事で聞いていたが、ずっと進んで行っていくわけですが、その辺少し危惧している所です。

管理者：引き続いて檜町の皆様方には、説明会であったり、こういうご質問等にも誠実に対応させていただくという部分、そこは1番ベースになっての事です。檜を始め地元の皆様方のご理解を、地権者として重視されているというのは、我々もその通りだと思っております。

檜 町：色々たくさん問題が出て、要望がたくさんあったんですが、それを6つの要望に絞って、檜町に被害が来なくなるように努力して欲しいとお願いして要望いたしました、回答を持って来ていただきましたが、するように努力するとか、それを出来だけ実行するというような回答をいただきたいと思っております。少しは前進していると思いますので、その点ご理解をいただいて話し合いを進めたいと思います。ご質問がございましたらお願いします。前の時は、あまりにも質問が多くて時間がかかり、時間の無駄になるという事で、檜町に自治会役員に一任するという意見が出まして、それに対してあまり反対はなかったので、何とかこれを纏めていかなければなりませんので、大事な事6つに絞って回答して下さるようお願いしております。ご意見のある方は仰って下さい。

檜 町：12月9日に市役所に行き、今年の2月12日に檜町に自治会の総会があり、その総会に、これ何回こうしてやっても埒もあかないでの、最終的な回答を天理市の方から頂き、それを総会にかけてみんなに意見を聞くという事で進めて行きたい。についてはその時の要望は、流れから言うと27年の4月4日に初めてごみ焼却場の施設の建設計画について市の方から来ていただいて、役員と土地改良区の役員とで話を聞かせてもらった。その後7月5日、12月13日檜町の町民対象に説明会をもっていただき、合わせて国崎クリーンセンターの視察も行って7月5日と12月13日間違いないと思うが檜町の住民集会において相当な反対の意見が出ました。我々としては、昨年の総会において、市長さん、議長さん、天理教教会の表統領さんに対しまして白紙撤回についての要望を出しました。引き続いて新ごみ処理施設の建設及び広域化の白紙撤回についての要望を2月10日付で、市長、議長、天理教表統領宛てに提出して、その後28年3月27日、実は新ごみ焼却施設

建設反対運動についてのお知らせという事で、回覧文書で、今後は自治会の役員、土地改良区の役員だけではなく住民集会等においてご意見をいただいた方々に入っていたとして、ごみ焼却施設建設対策委員会というものを設置して、当面の活動方針として下記事項について天理市に対して要求していく事としており、要求内容とか方法についてご意見のある方は区長まで申し出て下さいという回覧文書と合わせて、ごみ焼却施設建設及び広域化の白紙撤回を基本方針として堅持しつつ、反対理由の抜本的な解決に向け各事項について市と交渉を進めて行く事とするという事で、これ確実に実施されない場合は、あらゆる手段を駆使して世論を巻き上げる行動等に出る事とするという事で3月に回覧文書で檜町に皆さん方にお知らせという形で出しました。この時の具体的な要求内容というのが12月8日に持つて行かせてもらった新ごみ焼却施設建設設計画についてのお願いという事で、ここで6項目についてそれぞれ要望させていただいた。これについての具体的な回答をいただきたい。この回答を受けて、実は数回にわたって天理市と交渉を行つて、最終的には、この回覧文書で回したように、この6項目についてはこういうように回答を得ましたという事で、それでそれを議案として2月12日の総会に諮ろうかというように考えております。そこで12月20日にいただいた回答がこれで、ここに申し訳なかつたが、私共12月9日付で新ごみ焼却施設建設に対する要望書というのも合わせて出しておりまして、その時に私の説明不足で申し訳なかつたが、今回はこの6項目についての要望、これについての回答が欲しいと、これが今まで住民との間で言つていたのがこの内容で、その時に28年12月9日に説明させてもらつたと思うんです。こっちの説明も十分ではなかつたという事もあって、回答を2ついただいたという形になっている。我々が必要としているのは12月12日に天理市から最終の回答というのを、この回答については、新ごみ処理施設建設についてのお願いについての回答という事で回答文書をいただきたい。12月9日付けについてはね、住民に何も知らせてないので、標題も直して下さい。実は今日この内容について、我々から市の方に説明させていただいて、この内容を加味した形の最終の回答を一週後の来週の末までにいただこうと思っていたがもう・・・。加味していいって。

組合：赤で書かせていただいた所が、全てではないかも知れませんが、回答という形で出させていただいた内容です。

管理者：何故ここがこういう書きぶりになつているのかと、これについて皆様方のご意見をいただきながら、書いていただいている所に対して何故赤なのかという事の説明という理解で今日は来させていただきました。

檜町：これは天理市に行つてはいるわけですよ。この分はもういい、これ最終的に、表とか言ってもね・・・。

組合：はい。それは省かせていただきます。これはまだ公印も押していませんので、こういう形でお返ししたらどうかという事でお伺いしていますので。

管理者：今日のお話を受けて更に修正すべき点については・・・やって最終的には公印を押して持って来させていただきます。

檜町：この答えがこれ。檜町から持つていった答えがこれ。

組合：はい、回答として作させていただいたと。

檜町：今初めてもらったので。

組合：そうです。それをさせていただこうと、その説明に・・・。

檜町：今日はそうですか。我々はちょっと違つてね、これを市に言うてそれで回答をもらうと思っていたので、もう区長が渡していたんですね。

管理者：それを先週にいただいて、その上に日付けの設定があったので、間に合うようにと。

檜町：渡っているんだったら、省けてよろしい。

檜町：そしたら1番初めから。

檜町：これは渡っている。ちょっと何が渡って・・・。

組合：これに基づいて、組合として回答できる範囲で赤線の部分で書かせていただいているという事です。

檜町：・・・渡さないと言ったんですよ、それはおかしいと申し上げたが、譲られなかつたので。

檜町：渡ったんねん。

檜町：Bの話は、私言いました。つまり2月12日の総会に諮るべき議案を作りたいわけです。そこで最終的な結論を諮つていきたい、その為には、今まで説明したように3月27日のこの回覧文書が全ての基になる訳です。6項目について回答をもらわないと、何回も交渉てきて、この6項目について回答をもらうと、最終的にこういうふうになりましたと言って総会に諮るのが筋だと、もう一つのBの所が、有害物質ってどんな有害物質があるとか、こんなもんこれを総会に出してね、意味がない。それでこの6項目に・・・だから、■さんがせっかく作ってくれたものやから・・・だと思っている。対策委員会とするの恥ずかしい話や。

檜町：AもBも区長さんには渡してある。・・・少なくとも檜町の住民さんに対して、今焼却場のこの問題についてどうなっているのかと方々から聞かれる訳です。反対運動して署名活動するんだったら俺らもすると言っている人も居てる。そんな人には返ししようがないんですよ。

檜町：決裁して、削除したのは渡していないでしょ。

檜町：あの一、持っているんですけども、とにかく進めて行くにはみんなに回覧した6個の項目が大事で、それを対策委員の方からも、時間がいくらでも経っていくし、実際に建設が実行される事が100%間違いないんだと・・・。

檜 町：そんなら、区長ちょっと質問しますわ。私が住民でね、1番のこれについて区長は檜町の総会でどういう説明されますの。雨水、降った雨水を河川へ放流しないで全て施設内で使用する…。

檜 町：ちょっと、今市長さん来てくれてやるのに…。

檜 町：だから言ってる、こんなん無茶苦茶言ってるやんか。どういう改良するの、これ。総会で。

檜 町：雨水は、トイレに使ったり、掃除に使ったり色々使って、日常的な事は大体…。

檜 町：そんなんなってるの。これ回答でそうなってるの。違うがな、正規の施設内の分については、これは全て下水へ流す。屋根に降った分も下水へ流しますよと、敷地の中に降った分はどこに行くのか。

檜 町：別で、循環して施設内で使って…。

檜 町：これ読んだらそうなっていますか。

管理者：その趣旨をもし説明させていただけるのであれば、説明しますけども。

檜 町：出来るだけ、川に流さず出来るだけ多くの水を下水へ多く流していくと…。市の方から聞いておりまして。

檜 町：聞いてるって回答がこれですよ、この回答、区長が言っているような事になっていたらいいが、これ住民さんが言ったらどういうのか。区長が見たらそういう回答になってしまいますのん。

管理者：我々としては、それの中身を…よろしいですか。今日は冒頭の挨拶なく、流れになつてますので座ったまま失礼します。今動いている同規模の施設でどのくらいの水が使用されるかという事を確認させていただき、日量を $25.2\text{m}^3$ というところについては、実際に洗車の用水であつたり、工場棟の洗浄、プラットホームの洗浄、こういった所に使っていくという事がわかりました。それできちんと回していく様に2倍規模の雨水貯留層というのを造り、奈良県の気象庁のデータに照らし合わせますと、施設の屋根に降るものというのほぼ使って行けるというのが今の計算で、今後施設の設計をやっていく際にきちんと屋根に降ったものは使われて下水に放流できるように努めますと、現時点で書かせていただいております。我々としても再三お越し頂いている中で、では屋根以外に降った雨についてまだ意見の乖離があるではないかとご指摘なのは重々承知しているんですけども、これは下水の奈良県のルールの中で、雨水を直接下水管に流すという事はできないですし、また屋根に降ったものを集めてきて洗浄に使いますけども、敷地と仰るわけですが、今まで国崎のクリーンセンター、あるいは東淀川も見ていただきましたように、それ以外の部分というのは道路で、車が入ってくる為の車の通り道というだけの部分です。逆に洗浄に使う為に、道に降つて道に流れているああいう状態になる訳ですから、あれを洗浄に使えるかというと、洗浄にも使えませんし、また敷地の中と外との意識の差はあるかもしれないと思うが、目の前の道の降った雨水というのと、これは実質的には何の変わりもないわけです。屋根の部分というのはもちろん、煙突や機械があるのできちんと集めて使う、他の雨水については、

調整池の方で、洪水調整機能を持った上で放流をさせていただこうと、また雨水は檜町さん以外の町でも用水としてお使いになる部分はございますので、それは雨水として流さざるを得ないという事です。そこで重要なのは検査と思っております。それが2ページの所で、どういうものかという事でご指摘もいただきましたので書いた訳ですが、環境影響評価というのは、法律と奈良県の条例に基づいて行われて参ります。今後調査地点を檜町内のどこか必ず含めると、檜川の適切な箇所というのも、これも皆様方と協議の上で決めていって、この環境影響評価の実際のポイントでチェックをする前に先立ち方法書、準備書の縦覧も行って、その中でこれだけの回数検査をしますという事について、地元の方に説明をさせていただく。これは排ガス検査とかそういう事も同じですけども、それと結果についての実施する事業者名もきちんと情報公開をさせていただきます。雨水に関してはこのような形で書かせていただきました。

檜町：この前、建物の地図をもらった中に貯水池とあるが、貯水池を造るスペースはないと思います。

組合：今、調整池というのはクチナシ池の上にコンクリートで造ってあって、もう一つ敷地の地下に、原谷池へ行くルートの調整池というのを地下に設けられている状況です。今度も地下に設けるのか駐車場を一部調整池として利用するかはこれから設計によりますけれども設けて行く予定です。

檜町：出ているものを見た限りでは、どこに貯水池を造るというのは。

組合：設計図は、まだちゃんとした建物の計画もこれからですので、調整池をどういう形で造るかというのもこれからです。

檜町：設計図は、ホームページか何かで・・・。

管理者：今書いているのは一般的な同程度の規模の施設で、必要な面積をここにあてはめた場合というのをやっていて、それで環境影響評価を着手した段階です。ここから具体的にどういった最新鋭の設備を持った施設になってというのはここからの話になってしまいますので、仰るように敷地の関係で調整池が造れないという事はないと考えております。道路に雨が降った状態ですので、それで車両洗浄というのは、雨の時の溝の水で車を洗う方というのではないと思いますし、それは出来ないですし、実質目の前を通っている道の水はそのまま溝に流れるわけで・・・。

檜町：檜町の要望としては、ここで発生した・・・は一切堰に流さない、一滴も流さないというのが要望です。ご存じですね。一滴も流さないという事は、全て貯留施設へ、そして今仰った車が走る部分の水は汚いと仰ったが・・・。

管理者：道路に降った雨水と同じ状態だと。

檜町：だけどこれ、ご存じだと思いますが、中水というのがありますね。ある程度沈殿させてろ過すれば使えるんです。再利用出来るんです。だから都市部でトイレとかに中水使ってますよね。ああいう状況に持つていけば、量的には話し別として・・・。

管理者：そこが結局量的なものとして・・・。

檜 町：使えるんです。中水に出来ますよね。

管理者：不可能ではないです。

檜 町：不可能ではないんでしょう。沈殿並びに多少の浄化でいいんです。出来るという事が分かれば、これ仰っている、檜町の要望である、雨水の河川放流を出来るだけ軽減する為に・・・オーバーする分は流しますよという事でね。だから1日25.2m<sup>3</sup>使用すると、その為に倍の50m<sup>3</sup>の貯留池を造りますという事になっているが、これは何故、一滴も流さない方法というのではないですか。

管理者：中水をしても使う見込みがない訳でございます。ですからどんどん溜まっていくだけで、実際それは使用されない水になります。今日、私共冒頭に申し上げたかったんですが、開発事業者さんとか民間の所とは違います。ですから色々な施設を造るとか、後で成績の話も出てきますが、お金を使わせていただくには合理的な理由というのがあり、市民の皆さんと、他の市町村の皆さんと理解のない事については、お金を支出する訳にはいかないというのが大原則です。そういう中で、イメージとか色々な部分で敷地に降った雨というご認識かも知れないが、私共の認識としては、敷地に降った水を一滴も流さないというところについて、検査をしその成分というのも調べていき、目の前の道路と変わらないというものの中で、そこで合理的な理由を見出す事が出来ないという事でございます。

檜 町：この25.2m<sup>3</sup>、50m<sup>3</sup>の池を造ると、それを戻して還元して使う、最終的に下水へ流す。

管理者：はい、それは使った水なんで。

檜 町：使用後の水ですね。この考え方ですけども1日に25.2m<sup>3</sup>使うのだから、倍を想定していたら十分ではないかという考え方の方向と、檜町としては1カ月平均1,638m<sup>3</sup>、これを30で割ると54.6m<sup>3</sup>、約55m<sup>3</sup>です。それをカバーできないかというのが檜の方針です。だから50m<sup>3</sup>の池を造るよりももっと大きい池を造って下さい。極端に言いますと、1時間最大514m<sup>3</sup>、驚異的な数値ですね。これが24時間降れば12,336m<sup>3</sup>になります。最悪で1時間514m<sup>3</sup>です。

組 合：それは、27年度中に1時間に降った最大の量で、27年中で1日最大は670m<sup>3</sup>、表の見方ですが1時間に降った最大の雨が24時間ずっと降ったという訳ではないです。

管理者：数字はともかく、基本的考え方の相違だというふうに思います。

檜 町：514m<sup>3</sup>が降るとしますね、貯水池をオーバーして流れるわけです。下流域に流れるという事は可能性としてはある訳ですね。

管理者：ですからそこが根本的な考え方の相違があると思っております。今の嘉幡の施設の雨水ですら外に流れている。前申し上げたとおりです。前に視察に行っていただきました国崎のクリーンセンターでも飲料水の真上の所で雨水というのが流れております。我々の知る限りで、敷地内に降

る雨を全て取り込んでという事は承知をしておりません。そういった中で過大な設備を公金を使って造らせていただくという事が出来ない。

組合：先程の25.2m<sup>3</sup>利用すると、その倍の50m<sup>3</sup>は溜めますと、それでも降った雨は溜める事が出来ない場合があり、その時は当然調整池の方に流れる構造にしないと、逆に二次災害を起こすわけですから、この50m<sup>3</sup>が満足しているという事ではなくて、これで大体屋根の雨は利用できるであろうと、ただそれでもまだ50m<sup>3</sup>以上雨が降った時は、当然調整池から川に流れるような構造を造らないと・・・水のない時は上水を使えばいい事ですから、溢れた時は流れるようにならないところの施設自体が危険な状態になるので、全てのものをそういう考え方にする事は無理です。

檜町：調整池は何m<sup>3</sup>ですか。

組合：調整池は一時溜めて、その量をコントロールする為ですから・・・。

檜町：前も仰っていた25mプール1個分くらいを・・・。

組合：1時間で500トンでしたっけ・・・。むやみに大きいものを造るという事は。

檜町：それは分かりますよ。それはいくらですか。

管理者：結果的に使って下水に流すという事は出来ない訳です。下水のルールとして雨水の状態のものを。

組合：市街化区域で530m<sup>3</sup>1時間当たり、今回の施設に関しては1.3倍。

檜町：私の考え方とすれば、1時間の最大流量を考えれば12,303m<sup>3</sup>驚異的な数値になりますけども、市の言っている1日平均55m<sup>3</sup>、そこから考えられて倍あつたらいいという考え方よりも、1日の雨量が約30m<sup>3</sup>でその雨量をオーバーフローさせないというくらいの事は出来るのではないか。

管理者：25m<sup>3</sup>位は中で使っていき、その分毎日コンスタントに使っていきます。これ以上にこの使い方ではとても溢れてというような水をここに溜め込み続ける事はできませんので。

檜町：だから、10m、10mの面積で、高さ3m、それくらいのプールを造れる余地はないんですが。

管理者：50m<sup>3</sup>分のものを造ろうと書かせていただいている。その50m<sup>3</sup>というのは概ね屋根に降った分はそれによって流さずに済むという事です。50m<sup>3</sup>の雨水貯留施設というのは調整池とは別なので、ここに降ったものというのはちゃんと中で使っていき下水に流せるくらいの量になるという事です。今仰っていただいた30m<sup>3</sup>分を檜川に流さないようにという事であれば、それはお応えできる。

檜町：10m×10m×3m、300m<sup>3</sup>の貯水池を造っていただければ、檜町の1番の問題である、一滴も流さないと。

組合：300m<sup>3</sup>のものを造っても、それを使えなかつたら溜まつたままになつてゐるわけですから、雨が降れば出て行くわけです。そんな危険な事は出来ないです。使って初めて帳尻は空になるが溜めたつて使えなかつたら、入る余地がありません。

檜町：屋根に降つたものは再利用して下水へ流す、他は流させて下さいと言うたらええ。

組合：それをお願ひしています。

檜町：そういうふうに皆理解してないから。

管理者：そう申し上げております。

檜町：その流れる水は、下にあるクチナシ池に落ちますか。

組合：この前も説明したように、クチナシ池、原谷池、高瀬川に分流する。

檜町：クチナシ池へ流れて、そこからの水路というのは。やっぱり檜川へ。

組合：クチナシ池から和爾の受益地があるので、流さないという事はちょっと無理です。クチナシ池から和爾の受益地へ流れ、最終的に檜川への流れだと思います。原谷池はどういう状況で流れて行つてゐるのか分からないです。

檜町：クチナシ池から道の横に水路が付いてゐる。

組合：横にもあるし、山の方にも水路があると聞いています。ちょっとそこまで確認はしていませんけども。まず受益地を通つて檜川に落ちて行くという事ですので、例えば水を全部止めたとしても、檜町の受益地のかかった方が必要だとされたら、止める事は出来ない。

檜町：そういう事今まで全然聞いていない。

組合：聞いてないというのは。

檜町：クチナシ池の水路を通すというのは。

組合：今までの・・・新たに造るという事ではなくて。

檜町：あの太さでは。

管理者：雨の量は変わりません。今回の施設が出来る事によつて一切。

檜町：水路は60cm程。

組合：それで今まで十分対応されているので、雨の量が増える訳ではないので。

檜町：自然というのは分からぬ。

檜町：4割が高瀬川ですね、残り6割が檜川ですね。これは何で決まってます。

組合：それは天理教が開発された時に、元々山ですね。山というのは法面があるから、その法面にしたがって高瀬川へ行くのと、檜川水系に分かれて、それを図面上分けて、多分その時に協議し計算をして、調整池もクチナシ池の上に調整池ありますね、あれが2つに分かれているんです。だからそれを分配して流しているという事です。

檜町：それは当然涵養的水利権として、檜の水利組合は承知していたという事ですか。

組合：勿論そうです。

檜町：そんなん聞いてるのか。

檜町：そんなん聞いてない。

組合：上水は利水として必要ですね。それぞれ。

檜町：それはね、形状によって変わりますやんか。

組合：形状というのは、山の形状を測量しているから当然ここに降った雨は。

檜町：天理教が上で開発しているわけですわ・・・とか。

管理者：お渡ししていますが、当時、今の更地状態になる前の斜面の割でこういう形になるという。

檜町：市長さん、それね白川池が出来て、水利の量なんて言うのはコロコロ変わりますやんか、そんなんいちいち檜川に流れる量なんて減ってきたりというのは、檜川というのは昔から上水流っていました。今全然流れないようになっている。白川池が出来たおかげで。溜めているから。そしたらその上水に水利権あるとか言いながら、確保していないから檜川の水がもの凄く汚れています。私たち子供の時は雑魚取りしたり、泳いだり、そんなんまでしていた。

組合：それは白川ダムを造って、利水として使う為に造ってる訳ですね。

檜町：それは水利権でしょ。水は一定の水を流してくれやんならあかん、本来的には。

檜町：それはここで言う話と違うでしょ。

楳 町：いや、水利権を問題にしているから。

楳 町：水の話で、時間の無駄じゃないですか。

楳 町：時間無駄と違う。・・・。

楳 町：敷地内の建物の水については、これは再利用し下水へ流しますと、敷地の屋根に降ったものも使って下水へ流す。それ以外のものは楳川に流す。だからそんなんではうちは困るんですわ。さつきも市長さんが言われたように、側溝に流れた水も流れているやないか。敷地も流してなんでも悪いねんと、側溝の事は言わないで、これ住民集会の時に対策協議会のメンバーの人が直接言いました。側溝に流れた水も一切楳川に流れないようにして下さいと、だからそんなんで、これは楳にとっては死活問題だけども、今の回答であれば建屋内に降った雨、屋根に降った雨については極力再利用して下水に流す。その他の水は楳川に流すと、こういうように書いたらいいんですよ、これ。こういう回答ですわなこれ。

管理者：死活的問題と仰る所に、我々は何がそれが死活的問題と仰るのかという事を伺いしたい。あらゆる全国の施設でそういうようになさっていて、水源地の上である所もご覧頂いて、検査もこういう形でやらせて頂くというふうに申し上げている中で、何故一滴も流してはならないという事を仰るのかという事が、結局そこが最終的にまだ・・・。

楳 町：皆心配しているのは、規制基準値以下だったら問題ないと、別に流してもというのがこの議論ですわ。

管理者：かつ、国崎の例で示させていただいたのは・・・。

楳 町：国崎は、あれ元々銅山か銀山でしたでしょ。20ha買収してますねで。なんやたら楳のこの辺り全部買収してもらったらどうですの。

管理者：水としての質問ですね。

楳 町：20haあれ買収しますやんか。

組 合：20haというのは敷地以外に法面も含めてです。

楳 町：元々利用価値のない土地、銀山の跡地だから20haも購入しているんですわ。

管理者：それではなく、話題は敷地内に降った雨水が調整池から正に飲料の所にも実際流れていっているところを見ていたいで、あれが本当に死活的な影響を及ぼす水であれば、大阪全体・・・。

楳 町：あのね、それは我々と考えの違いでというのは上にそういうのが出来て何らかの有害物質は楳川に流れるだろうと、それがそんなものは絶対心配ないと言われても・・・。

管理者：全国の同じ施設で・・・。

檜町：言われても、尚且つ、あそこへ持って来られたら心配だという事で、今まで皆言っているのはそれなんです。そんなん分かってますがない。規制基準値以下であれば問題ないです。普通であれば、そうでしょ。規制の基準をオーバーしていて別に檜川に何が悪いねんというのが今の日本ですやんか。

組合：ご心配しておられるのは、十分分かっているんです。分かってる上で検査もさせていただくという事で答えさせてもらっている。

檜町：したがってこの回答は、要するに、区長さんよく聞いて下さい、これを住民に知らせる時に、檜川には絶対流れますと、敷地の建屋内並びに屋根に降った雨は、それは下水に流すが、その他の雨水については檜川に流れますと、そういう回答でした。

組合：ここに檜川に放流すると書かせていただいています。

管理者：そうじゃないと極めて危険があるという説明だけを聞けば、それは住民の皆さんには心配になるのは当たり前ですので、他の施設がどうなっているのか、その施設での検査結果はどういうものかというのを、それは合わせてご説明いただかないと、一部の情報で皆さんのが判断されるという状況になってしまいますので。

檜町：そして、今市長さんは檜川へ流させてくれと頼んでますやろ、それに檜との協定書と各協議会とで一括で協定書作ると、檜だけで協定書作ってくれたら。2ページの上から4行目、尚以下を言っているんです。

管理者：これは檜川の浚渫を言っている部分で、関係なく協議の上実施という部分で書いています。

組合：檜川の浚渫については、個々の事案だと仰っているんですけども、検討委員会へ出される内容というのはそれぞれの自治会の個々の要望がほとんどだと認識し、あれは樫本校区で作ってもらっているので、我々が入らせていただいているところですが、基本的に要望を纏めていただく中では、檜町とか和爾町とかそれぞれの大字の要望をあげてこられると思うんです。それからすれば、檜川の浚渫もここにあげていただくという事は何も問題ないと思います。

管理者：割合については、これから協議会で話していただく事になるんですが、我々の基本的な形としては、地域全体の部分と直接的関係がある町の部分、檜、和爾、六総、岩屋、石上という形になり、それぞれの要望の為に使われる部分、その割合を協議会で決めていただいて、その各町の要望に対しての割合はまた協議会の中で協議をいただいて、それでそれぞれの要望に対し予算を付けていくという形になります。

檜町：河川の浚渫については、奈良土木の話でしょ。

管理者：本来的には奈良土木です。

檜 町：奈良土木でやらないと勝手に出来ませんね。

組 合：県でやってくれというのはこちらの要望です。それが出来なくて不都合があれば、これを検討委員会にあげていただく事はやぶさかではないと思います。

管理者：我々としては、その範囲で予算を渡渉に回すべきとなれば、県に協議をして、県が通常であればこれだけの割合でしか出来ないと、加えてその分はきっちりやれるように作っていこうと、ただ第1回目の協議会の時に行かせていただいたが、入っている櫻本校区の他の町の皆様、山の辺校区の皆様の総意として、協議会を通じて必ずやる事。各自治会との事ではない。今日も私ここに来させていただくにあたって、協議会の方と改めて相談しまして、必ず自分達を通してお約束をしておりますので。

檜 町：協議会は、全体の協議会と檜との独自の協議もしてくれはるの。

管理者：今、10億規模の基金を作るという所までははっきりしているところです。その10億の内のどれくらいを全体の為に、後の各町の要望に使う分をどれくらいにするかというのは、我々ではなく正に協議会の意見交換の中で、3対7にするのか2対8にするのか1対9なのかそれは議論をいただいたら・・・。

檜 町：いやそれは協議会の中で話しないで、市と檜との話し合いで・・・。

管理者：それは他の町とのお約束で、それぞれの自治会からやらないで・・・。

檜 町：うちら約束も何もしてない。そんなん・・・。区長そんな話を聞いてますか。

管理者：それは協議会発足の・・・。

檜 町：市長勝手にいいように約束してる。

組 合：個々に協議をしたら他の所も・・・。

檜 町：いや、檜川へ流させてくれと言ってるから・・・。50年、60年とずっとでは心配や。

組 合：それはよくわかりますので、心配については当然水質検査もやらせていただきますので。

檜 町：今日の回答の中の前段階の中で、地元振興等につきましても、新ごみ処理施設周辺における地域振興等検討協議会の皆様のご意見等を伺いながらとある、ここに檜町も入れて欲しいんですね。

管理者：協議会の中に。

檜 町：協議会に入ってしか意見言えないというのであれば、それは結構ですわ。もうこの交渉止めと

いたらどうですか。皆さんどうですか。

管理者：それは校区で立ち上げる時に、区長会と櫛本校区、山の辺校区両方でこの協議会立ち上げましたという事になって、それで。

檜町：ただ櫛町は、櫛川の上流にあれが来るから特に言っているんです。だから市長さんもこうして何回も来てくれているんでしょ。そして天理教さんとの約束はどうなりましたか。賃貸借契約はそうなりましたか。

管理者：議会で答弁をさせていただきました。それと事務組合の他の全首長の前で言わせていただきました。話す中身については、校区と合意の上で話しております。今契約書の最終的な文言の確認をやって契約に向かっていくという事で・・・。

檜町：それで天理教さんがそういうようなスタンスを取られているという事ですね。我々が行った時はね、櫛町と協定書結んでいる経緯もあってあの上で開発・・・。

管理者：勿論その時に、我々はこの基金を振興の為に作り、その協議会も設立し、そういう中できちんと地元振興に対しても誠意をもってやっていくし、環境保全についても常に説明をしながら進んでいきますという事を申し上げているからそういう話になってきているわけで、それを我々がやらなかつたら・・・。

檜町：そしたら我々はこれから、もう天理教さん我々の意見何も、天理市こんな要望してるが、天理市の回答は鼻でくくったような回答やと、天理教さんはどう思いますかと。全ては天理教が貸すという事からこの問題始まっています。これ他の奈良のごみ焼却場にしたって・・・が中心になって反対運動して、葛城にしたって室生寺が中心になって反対している。これ同じ宗教でね・・・。

管理者：冷静になっていただきたい、何をもって水の事を・・・。

檜町：いや、これ余りにもアカン、アカン、アカンばかり。

管理者：浚渫もやらないという事ではなくて、我々としては協議会全体として協議をして、それぞれの自治会より上がってきた・・・。

檜町：もうそこまで浚渫する必要がないのと違うか。

管理者：浚渫以外の要望を。

檜町：浚渫については櫛独自の要望だから。それここで櫛と独自で協議させてもらってやって行きます。白川池造る時には、覚書があつて2年に1回は浚渫させてもらいますと、そういう覚書があつたはずだ。最初の内はこここの櫛川なんかは、2年に1回奈良土木へ浚渫してやってはりましたわ。最近は全然浚渫しないようになってしまったけども。

組合：それは県との覚書ですか。

檜町：そうです。白川池の出来る時にね。

組合：例えば、檜と個別で協議するとなると、皆さん同じ話になってしまいますから、全てと話ししないといけないようになってしまいますから。

檜町：しかし今の・・・。

檜町：すみません、1つ聞きたいんですが、浚渫の話は県の話として横に置いといて欲しいんです。さつきからお話しされている何とか組合ってありますよね、協議会ですか、その協議会が出来た背景とか、立ち上げた目的とか、やはり今仰った分配の話とか、協議会とかでいついつまでにして、どういうふうに決めとか、そういった事は公に文書か何かで告知されているんですか。

管理者：それぞれの校区の総会で諮られた上でこの協議会が立ち上りました。

檜町：校区にこの事を諮れという通知は公にされているんですか。

組合：基本的に校区区長会でお話をしていますという認識です。

管理者：それで皆さん出てこられて、組織されています。行政が入っている団体というよりも。

檜町：そしたら10億やるから、それ受け取ったらお前ら何も言うなよと・・・。

管理者：・・・色々な環境対策であったり、他にもやっていきますが、まずは地元振興基金を立ち上げたと、我々としてはそれを準備しますと・・・。

檜町：立ち上げたという事は、市が独自に作られたという事ですか。基金は市の・・・。

管理者：10市町村で出します。

檜町：10市町村でその基金を作られた。

組合：組合で各市町村から、基金として負担していただくという事です。

檜町：それは公共側がそういう基金を作られたんですよね、それを作ったので、ま一言ったら、どう山分けするのかという話を・・・。

管理者：・・・地元で。

檜町：・・・しなさいねという事はどなたから、何がしかの通告が出ているんですか。

管理者：それは校区の役員会の相談をして、うちとしては基金を作りますけども活用方法はどういうふうにしましょうかとご相談した時に・・・。

檜町：その相談はどういう形でされたんですか。

管理者：校区の総会の方に、そして役員の皆様とお話をし、それぞれの山の辺と櫻本校区の総会にかけて発足になりました。

檜町：その総会に■区長は行かれています。

檜町：はい、1回だけ行っています。

檜町：■委員長は行っていませんでしょ。各団体を代表する者とするとありますけども。だけど檜町と独自の協定書を作ってもらわない事には。これね、地域振興検討協議会のメンバーというのは、今もらっている資料からいえば周辺住民11名、櫻本校区8名、この11名の中に山の辺校区3名、農業関係と教育学校関係、商工会関係、女性団体、天理市長、これもあるんですが、檜の立場から言えば、何が山の辺校区や、何が教育学校関係や、商工会関係と・・・これ10億の分け合いで、実際切磋琢磨して予算・・・感じの者の他に、何でこういう者が入ってるの。山の辺校区、商工会、女性団体・・・。

管理者：それは地域振興を考えて行く上でどういう人を入れて行きましょうという事も我々の方が決めたのではなく、櫻本校区の方と相談する中でこのメンバーを決めさせていただいた。今後、檜の仮に土地改良区の方からも農業関係者を入れるべきという事を仰っていただければ、我々の方もこの協議会の方にきちんとお諮りをして、入っていただく分には全くやぶさかではないと思っております。

組合：檜町の区長さんはメンバーに入っていると思います。

檜町：土地改良の理事長も入れていただきたいと思います。

管理者：それはそういうふうに仰っていただければ、我々の方からきちんと協議会の方に言って。

檜町：一番水利の問題を言えるわけでしょ、一番水利の問題に詳しい現場の委員長が入ってないのはおかしい。

管理者：それは我々だけが決めた問題ではない・・・。

檜町：この問題については、そもそも檜町の区長が入る事自体が私はおかしいと思いますというのは、あこに造られる事を前提に条件整備をしていきましょうというのがこの問題でしょ。あこについては、まだ檜は白紙撤回求めている段階なんですよ。はっきり言いましてね。それなのにあこでまだあかんと言っておきながら協議会のメンバーに入るなんて、そっちの方がおかしい。だからこの件については、前にも言ったように。うちの総会でじゃないかと決まったら、入って

やっていきやいい話です。まだ白紙撤回なんですよ、檜町は。そうですね区長さん。

檜 町：区長は脱退したと聞いたけど。

檜 町：えっ、いや、それで檜町を代表する区長が一旦入ったと、我々が辞めときなはれというのも言えないから、急遽の策として欠席という事です。

檜 町：しかし、浚渫1つにしても、檜川の浚渫のやり方と、高瀬川のやり方と・・・。

組 合：高瀬川を浚渫してくれという話はないんです。個々の要望をお受けするというのは他の大字も含めて・・・。

檜 町：要望としてはやはり檜が一番犠牲になる所です。

管理者：それを上げていただいたら、それを優先されるという場合があるかわからない。

檜 町：今のこの窓口だけは、檜として閉じてもらったら困る。檜独自の色々な要求をまだまだしているといけない、それを全て協議会の場を通じてやれと言われたら、我々協議会の場へ入る必要もないし、その場を通じてしか檜の要望が実現できないというのであればね。

管理者：ですから色々心配事とかであればいくらでもいくらでも我々来させていただきます。ただ基金の運用の部分に関しては、皆さんにとっては檜が一番と仰るんですが、他の町も自分達が地番地だ、自分達の所は焼却とリサイクルと両方関係してこっちにも水がとか、それぞれに仰います。距離的には自分の所だと、それぞれのどこが関係している所だと仰っている中で、我々としてはどこを優先して、どこに対して優先しないという訳にはいきませんので。

檜 町：何でや、今焼却場出来る所の雨水の流れる割合、あれはどうしてなっているのか。あれで10億を割ってもらつたらいい。

管理者：水利に関してはそうでしょう。ただ距離だったり、ご心配事だったり、あるいはそこが住所地番地だったりという事を重んじられるものもあります。この檜神社と、どこをもって檜というのかですが、向こうの直線距離から言えば遙かに近い自治会さんの方が他にたくさんありますし、それぞれが自分の所が直接的にというふうに仰るわけです。

檜 町：誰考えたかでどうして分けるか分かる筈、喧嘩になる。少なくとも檜は、檜だけどんな事してくれるのかと言いたい、個人個人の家庭に昔みたいな協力金だと言って1軒1軒渡していくと、それは今の時代通用しない問題だと、この前、御所でも問題になっていました。

管理者：使い方が、ちゃんと協議出来ない場合はあのようになってしまうので、うちはそのような事がないように地域の皆さんで透明性をもって決めていただくと

檜 町：市長、今ね檜の言う事だけを我々別に檜対して、ま一金が入つたらありがたいがそんな事出来

ない、今の要求はね出来るだけリサイクルして榎川に流さないようにして下さいという要望しているが、金が掛かるとか何とか、これこそね金掛けてもらわないと困るんです。こんな時に金掛けてもね誰も文句言いませんわ。

管理者：そこが他の類似施設も当然そういう対策はしているので、雨水はもう普通に流れているわけです、現実に。

榎 町：だから市長、それを仰ってね、我々が懸念している事をどうやって我々を説得しようとしていただいているか。榎町としては流さないで下さいと言っているわけですよ。それに対して流れますよと言っていただいても・・・市長が仰ったので我々納得しますと言うと思いますか。

管理者：いやそれはないと思います。なればこそ水質をきちんと検査をしているわけです。

榎 町：検査と気持ちの問題とがあるじゃないですか、住民としては。解決策を見出したいんだけども誠意が全く見えない。

管理者：その為に・・・。

榎 町：仰っている事は皆分かっていますよ。基準があつて基準以下だったらいいと、ところが我々は心配している所から水を流してもらつたらっていう心理的な問題との間で、市が基準で大丈夫ですよと言って、我々を説得する材料がどこにもないんですよ、これを見ていたら。それを何回も説得しますからと仰っても、我々としては説得してもらっている気にならない。

管理者：その為に視察があり、あるいは他の事例も紹介し・・・。

榎 町：その視察の所、こういう例がありますよと、あなた方が言っている例はないですよと言つても、この例の1番最初1つの例がないのに基準を作つたわけです。例というのはいっぱいあるが1番最初に造つた施設というのは例がなかつた、そこに施設造つたわけじょ。

管理者：心理的な部分というのは、行為をお示し頂かないとどうにもならないですから・・・。

榎 町：こんな回答ではダメですよ、こんな基準でしかないという言い方では、いくら話をされても、我々の気持ちの間でそれは理解しますよと、しかし市はここですよと、この理解している歩み寄りというのがないぢやないですか。こうやって努力しますよと、この水も近くのものしかされてないでしょ、雨が3日降らなかつたら、貯水池は空っぽになりますよ。

管理者：それはもう少し拡大する事は出来る・・・。

榎 町：そういう事を中で協議していただいて、我々に示していただく回答だと、それは誠意だと。さつきも言いましたが、水がいっぱい溜まつていって意味がないと言うんですけども、これ使う量を引きましたら、平均雨量30m<sup>3</sup>なんです。残りがね30m<sup>3</sup>になっています。30m<sup>3</sup>の10倍が300m<sup>3</sup>ですよね。その300m<sup>3</sup>の池を造るのに、私言いましたように10m×10m×3m、これの水槽は出来

ませんかと言っている。

管理者：1日の雨量が50だったら1週間もし雨だったら、もう少し溜めて使えるはずだと、こういう事を仰っているわけですね。

檜 町：300m<sup>3</sup>の池を造っておいたら、1日使う分を引けば30m<sup>3</sup>です。その10倍で300m<sup>3</sup>。言っている2倍じゃなしに10倍の池を造っていただいたら300m<sup>3</sup>であれば10日間の内に干天の日もある、使うんだから減りますよ、仰っているように、ドボドボと溢れるような状態には絶対にならない。それが誠意やと言うんです。2倍じゃなしに10倍のものを造って下さい。

組 合：今言っているのは屋根に降る雨・・・。

檜 町：いや全体の。

組 合：仰っているのは、それを利用する事自体が・・・。

管理者：屋根の上ですね。・・・ちょっと大きいものを考えるというの・・・敷地の他の部分で流すものは率直に申し上げてあり得るが、その中で出来るだけ努力を尽くせという事ですか。

檜 町：さっき私が確認をしたんです。中水があるでしょと、沈殿も出来てろ過も出来て、再利用しているわけですよ。都市の中水と言うたら、汚水、おしつこ等でも後中水に戻しているのもあるんです。そういう利用の仕方というのは出来るはずです。だから言いましたように2倍の池よりも10倍の池を造って下さい。これは出来ませんかと言っています。何回も聞きますけども10m×10m×3mで300です。

組 合：仰っている事は十分に分かります。ただそれを造る事によって、必要性が、流さない為の池という事ですね。ただそれを何故造るのかといわれる所も逆にある訳です。我々とすれば。

檜 町：何故そう思われるんですか。檜の要望ですよ、これ。

組 合：要望としては分かりますが、私の話は少し過剰な要望かなと思うんです。少なくとも屋根に・・・。

檜 町：川口さんから言ったら過剰かもしれないが、それが今、■さんが言った誠意やないと言っているんです。

組 合：ただね、誠意を出せる事は当然ここの中にも盛り込ませていただいているけども、それ以上になると逆に我々が色々な所から叩かれる訳で・・・。

檜 町：そこなんですよ。我々として川口さんが叩かれるから2倍の水槽で我慢してくれと仰っている訳ですよ。

組合：それは2倍の水槽で我慢して下さいじゃなくて、2倍くらいであれば理屈は付くだろうと。

檜町：私から言えば倍ではしんどい。川口さんが、他の檜町以外の方に説明される時に言う事かもしれないが、檜町は納得出来てないですよ。5日経ったら空になるんでしょ。夏にカンカン照りの時、全く雨が降らない時はあるでしょ、しかし梅雨のジャンジャン雨が降る時は流れますよというのであれば、そういう説明があれば、初めに言っていたが、梅雨の時には流れるけども、そこまでではなくて、我々が努力してここまでやりましたという誠意がない。

檜町：それで10億という基金、何故10億に決めるんですか。組合で決めたんでしょ。10億くらい出せるという。なぜ檜の要望で市から出ないんですか。何故10億でくくなってしまうのか。

管理者：概ね他の施設で、拠出で、地元振興に充てておられる額と比較して10億というのは決して小さい数字ではない、むしろ多い位です。それに加えて他の市民の皆さんのお預かりしている公金ですので、合理的な理由が立つ事については言えますが、イメージ、気持ちという部分だけであまり過大にはしかねるという事でございます。

檜町：過大な事は言ってないです。この水槽を造って下さいと・・・。

組合：檜町としては過大と思っておられないと・・・。

管理者：これも構造上、どれくらい大きく出来るかと・・・。

組合：ただ、今仰っているのは、敷地の水も溜めると、屋根の部分でもうちょっと考えるとかは、今50といっているのを60とかにする事は可能だと、地面に降った水を溜めるという事は、これはちょっと不可能やという事を申し上げているわけです。

管理者：技術的には出来るだろうと仰っているわけすけども。

檜町：回答も、施設敷地内の地面に降った雨・・・現時点での調査結果では、施設内で雨水を利用出来る・・・とずっとあり、上記の表、奈良地方気象台による奈良市のデータの平均降雨量に照らし、焼却施設の屋根に降る・・・あれ、これしかし・・・この為河川放流する雨水は施設敷地内の地面に降った雨と施設の屋根部分の雨水になりますという事ですね、そしたらその内、施設の屋根に降った雨は現時点での調査結果では全て、使用後は下水道に放流できるよう努めますですね。次に檜町のご要望で雨でも河川放流を出来るだけ軽減する為、これ今言っているような事やってもらって、雨水を貯水し、後もピットやプラットホームの洗浄及びトイレの洗浄水等に施設内で再利用するよう計画いたします。これでいいんですね。この後に雨水についての流域・・・これ流しませとか、こんな余計な事は書くなと言いたい。我々が今までずっと要望してきた趣旨から。

管理者：もう一度文言については検討させていただきたい、実際建物の構造上どのくらいのものになるのか、その中で考えながら、屋根の部分についてはもっとしっかりとやれる方法をないか・・・。

檜 町：それは、檜川へ放流を出来るだけ軽減する為に、これを結びの言葉にして回答してもらったらどうですか。

管理者：もう一度検討させていただきたい。

檜 町：もう1回雨水について、話があっちに行ったり、こっちに行ったりで、もう1度ベースの所を確認させてもらいたい。元々雨水を、敷地内に入っているものを檜川に流してもらいたくないというは、市の公共的なと言われる環境基準値内の水であるから流しても大丈夫だというは皆分かっているので、これがまず1つ確認したい内容です。皆さん同じ内容だと思います。檜町として問題にしているのは、今建っていない状態の檜町の水系の水の水質をゼロとすると、建った場合にはゼロではないだろうというのが元々の発想です。つまり環境基準がこれだけの幅があって、ここはマックスで、これを超えたらダメですよと、今環境基準のこの辺の水質度として、出来たからここになっただけで環境基準超えてないからというのが市の理屈ですけども、檜町の気持ちとしては、今こここのレベルにあるものが、確実に増えるんです。確実に汚れが増えるんです。環境基準は超えていないが、檜町の水質のレベルあるいは大気のレベルは。

管理者：そこは、仮にゼロであると、では今嘉幡の方から今の古い施設が出てるわけです。それも環境基準内ですけども出ているわけです。ですから今まで、ご認識がなかっただけで、今古い施設から出ているのは、雨が降れば当然・・・。

檜 町：空気の場合は、対流もするし流れるでしょう、やはり距離の近い所はだんだん風量は上がるでしょうし、水質についてはその水系に直接流れてくるんですからその部分については、今のところから確実に増えるのは間違いないです。・・・は若干増えたとしても。

管理者：ですからそれが間違いないというところ、実際に国崎の例で視察いただきましたけども、全国の平均的な数値よりもこの数値の方が圧倒的に低い訳です。

檜 町：それも私達の感覚として、低い理由が見当らない。

管理者：且つその粒子が、人間がシャワーに当たってずぶ濡れになると違って、雨の粒子の方が圧倒的に大きい訳です。ですからまさか当たって落ちるものもあれば、私達より遙かに大きな球体があって、雨の感覚というのはもの凄く広い訳です。その物質からすると。

檜 町：まーその見解はあります。とにかく今の建っていない状態からは、確実に悪化するというのは檜町皆の認識なんです。

管理者：それをきちんと説明する為に事前の評価というものがある訳です。

檜 町：で、その増えるという部分について、そちらとしては数値で説明して納得してもらいたいと思われているんでしょうけども、檜町側としては、数値で示しているから大丈夫だという部分と、皆さんが言われている精神的な部分で、あそこにあるというだけで嫌だと、あそこにあるだけで精神的に負担がかかるという部分の足したものについて、市の方はどういうふうに担保してくれ

るというのは先程の内容だと思うんですよね、それについて直接伺って要望書出した時に話させてもらいましたけども、雨水の河川放流を出来るだけ軽減する事は、雨水を再利用する事だけではない、何か他の方策、手立てで解決する方法があれば示してもらいたいと言ったが、結果的には再利用するという方法で話されているので、確認させてもらいたい。施設内に降った雨というのは、側溝とかに入つて流れるのではなく基本的に貯水池に溜まるんですね。

組合：溜まるというより、集めて・・・。

檜町：施設内のものは、ぐるっと囲つた状態で調整池の中に入つてそこから堰の高さを超えた分だけ流れ行く。

組合：いえ、堰の高さではなく、出口の大きさが決まっています。例えば100降つたものを50しか出さないと50だけが溜まっていくと。

管理者：説明としたら、本来土地には保水力がある訳です。それがコンクリートになってしまった場合はそのままザーっと流れるので、調整池というのは、一気に下流に行つたら危ないので・・・。

檜町：先程から色々話が出ていたように、雨水を溜める50m<sup>3</sup>のものを造るだの300m<sup>3</sup>のプールを造るという話が出ていたが、元々の設計で6百何十m<sup>3</sup>の調整池を造るという話がありましたね。元々あって、今の設計上全部、建屋の上のものも全部、地面の落ちたものも全部、その敷地内に降つたものを全部流れ込むんですよね。そういう事です。

組合：そういう事です。

檜町：元々6百何十m<sup>3</sup>の入れものがあると、設計上でもね、そこの溜まっている調整池の水を一定の配管で外に出すと言つてましたが、それを一定の量ずつ浄化するなり濾すなりして場内で使うという施設を造つた場合に、先程過剰な施設になると言つてたが、どれ程の費用になるのか試算してもらえないか。私としては大した費用にならないと思いますが。元々あるものから、何がしかの濾過の施設を造つて、それを引いてきて場内で使うだけですから、何十億も掛る話ではなくて数百万、何千万も掛らないと思います。

組合：金額的には何とも言えないが・・・。

檜町：ですから、過剰なのに当たるかと。

組合：基本的に、皆さんに対して失礼かも知れないが、要するに流しても問題ない水を自然の川に放流するという事以外に、そういう事をする為に何故それが必要だと言われるわけです。当然補助金とかもらえば、その施設は何故必要と言つた時に、水を流すなと言つて造りますと、それでは通らない。

檜町：それは、水を流すなという部分もありますけども、単純に水の節約という意味から・・・。

組合：それからいくと、屋根から降った雨を必要以上に溜める施設を造る訳ですから、十分それで賄えるのに更にそれ以上にそういう施設を造る事に理解は得られないと思います。

檜町：先程の計算で行くと、年間で降る量を365日だと大体 $50\text{m}^3$ ちょっとを使わないといけない事になり。

管理者：極力ここで使っていけるように考えますが、ここに施設が建って、敷地の前、横いたる所に雨が降る訳で、その敷地の中の部分だけ最終的にそこに集まつてくる訳で。

檜町：建物から横には田んぼとか農地や草が生えた所に、自然に側溝から下へ流れて行く。何故敷地から $1\text{m}$ 離れた水と敷地内のと区別するかと、檜町が前から言っているように、屋根に降るもののは。

管理者：論理的にいえば、本当に煙突の真近の所。

檜町：煙突は真近でも、普通の土地もいっぱいありますね。だから檜町の住民が言っているように、屋根の部分は分かります。

管理者：今回比較的敷地に占める上の部分の建物の部分が大きくなる。

檜町：車が通ったりする平面とかは流れて行くわけですね。

管理者：ただ車が通る平面と・・・。

檜町：根本的に言えば $1,638\text{m}^3$ というのは溜まる訳ですね。1日が $55\text{m}^3$ ですね、そこから内部で使う分が $25\text{m}^3$ 。

管理者：どの範囲のものが・・・。例えば敷地と言つてもこの1番上もあれば、この法面の部分もあるのでどの範囲のものがそのまま使用が出来て、構造上どの位溜められるのかというところで、最大限それは努力するという事で、また回答書の中で、ただそのこの敷地の中で、ここの法面もある訳です。

檜町：ここで提案されている、市が計算されている $1,638\text{m}^3$ があって、そこから $20\text{m}^3$ 引いて約 $30\text{m}^3$ /日、だから法面とか建物あってとか、それには法面が入っているんですか。

組合：入ってないです。平面だけです。

檜町：法面は問題ないとして、平面だけでこうなる $1,638\text{m}^3$ 。

組合：はい、そうです。 $55\text{m}^3$ は平面だけです。

檜町：2倍の量を溜めればいいという考え方、使う量×2よりも、1日降る $\text{m}^3$ 数×10倍、私が言って

いるのは10倍の池を造って下さいと言っている。10倍と言ったら大きいと思いますが、 $10m \times 10m \times 3m$ です。

組合：だからその・・・。

檜町：だからその池を造って下さいと要望している。

組合：要望は分かります。

檜町：そしてね、そこで溢れたものは、もし10日間雨が降らなかつたら全部使ってしまいますよ。もしも多水で溢れたら調整池へ行くんでしょ。だから池を2つ造るという事を市が計画しているんでしょ。それありがとうございます。

管理者：いずれにしても2つという発想です。出来るだけ多くして、こここの建設に安全性を損なわない形・・・。

組合：多くするという事は、地面に降った雨水を溜めるものを仰っているんですか。それはよく考えないと今答え出せない。

檜町：いや、すぐ出して下さいと言ってないけども要望として言っています。

組合：要望は十分わかっています。

檜町：それを10億のパイでくくるから、予算がないとか・・・。

組合：これは10億関係ないですよ。施設造るものには10億は充ててないです。

管理者：あくまでそれは、各町の公民館直して欲しいとか・・・。

檜町：それだったら建設可能であれば、檜町のこれだけずっと延々と水を流さないでという要望をしん酌して・・・。

管理者：1滴もという事にはならないが、その中で出来る範囲で2倍でくくる必要がないと・・・。大きなものを造る事が構造上問題ないかとかは今後検討なので。

組合：ただ、大きければ檜としては納得されるかも知れないが、我々としてはそれを造る必要性の説明があるので・・・。

管理者：それだったら3日降らなかつたら使い切る訳だから、一旦引き取ります。

組合：10倍は置いておいて、この $50m^3$ というのをどれだけ広げられるのかというのは・・・。

檜 町：いやいや1番安心するのは10倍。10m×10m×3mで誠意を示せるのであれば当然すべきです。

管理者：建設設計画の中で、今この瞬間10倍とは申し上げられないが、ここで区切る必要もないと。

組 合：検討という事ではお受けさせていただきます。

檜 町：3日、4日雨が降らなかったら全部吸い取ります。10日で解決します。私が最初に言つていま  
すように、中水にして下さい。中水にして再利用すれば下水に流せます。

管理者：中水の部分はもう一度確認をします。その上で概ね1週間というお言葉をいただきましたので、  
どういう表現文になるかまた返させていただきます。

檜 町：この対策委員会は、招集者は誰ですか。協議会。

管理者：会長が櫻本の[ ]会長で、副会長が岩屋の[ ]区長です。[ ]会長の招集に応じてになるので、  
行政は来るなど仰った回もありますし、来てくれという回もありました。

檜 町：檜の土地改良区理事長は招集されなかつたのか。

管理者：入れるという事に拒む理由はないと思います。それは手順の中で、総会を過ぎてからでないと  
おかしな事になるかもしれません。

檜 町：これはあそこに出来るという事を前提にした協議会になっていて、おそらく土地改良の理事長  
さんにして、いつ賛成したのかと、こんな協議会に入ってと言われる可能性も多分にある。  
この協議会の話については、檜町の住民さん誰も知らんのですよ。こんな協議会に入って10億円  
の分捕り合戦みたいな事・・・。だからこんな事知らないし、これは我々自治会の怠慢やったけ  
ども、今言ったところでこの協議会に入るという事は、一応あそこに建てられる事を前提に色ん  
な事をやって・・・。

管理者：基金の・・・。

檜 町：市長さん今言っておきますが、檜町には檜町の協議会が作ってますので、それと市との協議会  
を作つてほしい。

管理者：今日こうやって来させていただいているのもそのつもりなんですけども。こと基金の部分に関  
して言えば、第1回目も名簿お配りしましたが、名簿に入っている全員の総意で全体でやつても  
らわないと、各町自治会ではないと仰っていますので、ただ檜が近くで水利もあって、要は藏之  
庄町と檜が一緒かと言うとそれは全然違うと言う、皆さん分かっておられる訳です。ですから  
我々が協議をする中でも、檜、和爾、高瀬川だったり、リサイクルの所もあるので、櫻本六総、  
地番地の岩屋、目の前にある石上、ここは他とは違うという前提で来てていますので、ですからそ  
こに関しては、自治会長様が直に入つておられます。中之庄の区長さんとか、藏之庄の区長さん  
とかは入つてないです。

檜 町：全体の協議会の中の要望と、檜自体の要望とは全然違いますので、檜と市の話し合いの協定を作つて欲しい。

管理者：それは環境の影響評価についてこうやるとか、あるいは檜の公民館の所に常に数値が見られるモニターを付けるとか、そういうような事のご相談はいくらでもさせていただきます。いわゆる地元振興に事業費に関する部分については、我々としては他の自治会の皆さん全ての団体の皆さんとの間で、必ず協議会で一本化するという事を強く言われておりますので。

檜 町：一本化すると強く言われているの、誰が言っているの。その協議会を作るという事を、どういう形で協議会を作れど、どこからの通達なのかね、その協議会が出来ているっていう事を知らない。

管理者：校区との話し合いの中で、7月の時点で校区の役の皆さん方は、皆さんご存じであるという認識です。そこから先、各一人ひとりの住民の方にどう行っているかは・・・。

檜 町：それは通知文書か何か出ているんですか。各区長か何かに、こういう協議会作りますよ。

管理者：総会が6月と7月に。

組 合：校区の総会の中ではお話ししていただいていると、我々はそれを連絡として受けて。

檜 町：校区の総会でそういうものを作るからこういう事を協議して下さいねという文書は、校区の・・・ここでしたら■さんに市なのか組合なのか分からぬが、そこからそういう文書が出ているという事ですね。

管理者：文書でのお願いはうちからしたものではないです。こういう協議会が出来て行きますというような話をして、そしたらこっちでもそういう事をきちんと議論するために協議会を立ち上げようかと、そういうものが立ち上がって一本化してもらつたらありがたい。

檜 町：その協議会が出来るという話が、どういった形でどこに通告されているのかというのが問題なんです。

管理者：何回も言いますが、協議会自体は校区の総会で立ち上がって、私は議会でもこういう協議会が立ち上がったという事は何回も述べていますし、それは議事録としてもあるいは映像としても全部流れています。

檜 町：校区の総会でどんな話が出ていたのか、どういうふうに協議会が出来たのかという事を、総会を開いた方に聞かないと、ここでいくらやっても無駄なんですよね。檜町の役員の方、私もそうですけどもそういう協議会が出来ているという事を知らなかつたという事は事実なので、そこで何故こんな協議会が出来ているのかとか、そこでどういうふうに山分けするのかという話をここでいくら言っても。

組合：分配というより、どういう事業をするのかという協議。

檜町：それは協議会を通してでないと行政の方に言えないようになっていると、今仰ったじゃないですか。それを行政に文句を言っても始まらないじゃないか。協議会で決めたという事を、誰がどのように決めたのかを調べて決めた人に文句を言わないと。

管理者：見ていましたが。

檜町：我々が文句を言っても始まらない。

管理者：欠席された区長様以外は全員がその場で、私に対して仰いました。それで決を採って、ここで全部まとめてやって行こうという事をその場で決まりましたので・・・。

檜町：その協議会開く時に、誰がどう招集をかけたのかという事に問題がある。今ここでその事を言っても始まらないですよね。櫻本校区の区長会か総会かで会議があつてか分からぬが、その開催された経緯と開催された方に問題がある。おかしいですね。話し合いが噛み合ってないでしょ。協議会を作つて運営をされているのは、行政側がされているんだったら、色々申し上げるのは分かるが。

檜町：いや協議会の庶務は、組合事務局において処理するとなっている。

組合：いえ、これは当初のもので、変わっています。

檜町：役疎んでおられないんですか。今の要綱はどんな要綱になつてますか。

組合：またお届けします。

檜町：そこで何の会をされているのか誰も知らないでしょ。それは櫻本校区の協議会作つてある所に文句を言いに行かないと、何の解決にもならない。それについて、区長は疎んでないの。

檜町：これ、前に疎んでますやろ。

管理者：要綱をまたお持ちしますので、その協議会要綱とその辺りを今度の回答と合わせてお届けをさせていただきます。

檜町：何故私がこれを持っているのが分からないが、前に配りましたね、皆これだと思っている。又、檜町はこういう組織が出来ていますので、区長さんを通して市長さんと関係者の方と話し合いの場を。

管理者：やらせていただきます。

檜 町：その内容で、地域振興検討協議会、具体的に言えば何項目か仰っていただけませんか。今私達ご要望出している件と別ですよ。

管理者：それの中身は柔軟に出す事が公共性に著しく相応しくないもの以外は、地元のご要望に応じて、それが池の改修であろうと、公民館の福祉施設であるとか、何か機材を買うとかそういうものであろうと、我々は受けさせていただきます。

檜 町：ありがたいが、我々被害を直接受ける人間にとて見たら、その被害を最小限にする為にそのお金を使って欲しい。本来なら。公民館も新しくなったのに、それとこのごみ処理施設と。

管理者：言っておられるように池を造るとか、施設自体の環境保全の為にやらないといけない雨水貯留を造るとか、それは別です。

檜 町：別ですか。話がごっちゃになっているんですね。

管理者：浚渫に関しては、溜池を造るというような事と同じようなものなので、それは地元振興の中でしか、我々としては読み解きようがないと。雨水を活用する中で、出来るだけご懸念がないよう努めて行くというのは、環境保全の分野です。そこで川の浚渫をやるようにとかは、他の自治会が堤のこれをやれとか、定期的に草刈りしろとか言うように仰るのと同じ系列の話と捉えざるを得ない。

檜 町：よくわからないが、あそこで有害な物質が檜川に流れるので、檜川の浚渫をして下さいというのは、これになるんですか。一方施設敷地内で色々やる事については、この対策事業とは別ですか。そこの区別はどうなっていますか。

組 合：お金は10市町村で負担していただくので、その11億とは別です。施設外の所で、地元で・・・。

檜 町：どういう事は、施設の10,000m<sup>2</sup>の中でやる事についてだけ、それから離れた河川とか。

組 合：そういう事も含めて11億を使って、皆さんで検討していただく。

管理者：環境に直結するような検査だとかというの別です。

檜 町：そしたら・・・。今言われた事を文書で出してもらえばいいんです。費用の使い道とか。

管理者：規約と、補足説明資料をお渡しさせてもらいます。

檜 町：そしたら、そういう意味において別にあそこ・・・。分捕り合戦であれば、あそこに出来る事を反対していたとしても、当初から入っておかないと、檜としてはものが言えないのではないか。それだったら・・・。

檜 町：それは協議会に文句言いに行かないといけない。天理市も関係なくて、どこがこれやっている

のか。10億円に基金はどこにあるのか。

管理者：基金は組合です。

檜 町：そうでしょ。そしたら組合ですやんか。組合関係ないと言つてゐるが。

組 合：そうです。

管理者：関係なくないです。

組 合：地元振興をするのを、組合がこれをしますと言えないので、地元に検討をお願いしています。

檜 町：この協議会の働きかけは、組合が言つてゐるわけですね。組合が言つて、地元の区長さんとかが集まつてとか、そしたら組合の方分かるはずですね。これの計画については。

管理者：だからお願いしています。

檜 町：だからここで質問したらダメではないでしょ。

組 合：ダメないです。

檜 町：所管しているのは組合ですね。協議会のあり方がおかしくないですか。協議会の中で基金の使い道の割振りを相談した結果・・・。

管理者：割振りというか、全部どこかの町の為に使おうと仰るかも知れないが、今それのあり方を中心で検討されている。

檜 町：決まった金額をどういう割合で相談されるという事になっているんですよね。

管理者：なつて行くであろうというだけで。

檜 町：例えば10の項目が出てきて、たまたま1億ずつ10億と決まったと、その案を承認するのは誰がするんですか。

組 合：要望が上がつてくるのは組合です。

檜 町：要望を上げるという形ですか。

管理者：組合議会でも議論して協議してもらいます。

檜 町：承認をされる訳ですね。

管理者：余程のものでない限り・・・。

檜 町：何億か余ったのでもう少しする予算が出てきたら、もう1回して下さいとか、結局、出てきた要望に対して承認されるのは事務局という事ですか。

管理者：最終的には組合議会です。

檜 町：では、協議会はあくまでも相談する場であって、どれを採用して、どういう使い方をしてといふのは全て事務局の方の承認で進めるという事ですね。

管理者：公金ですので。勝手に10億渡して好きに使って下さいじゃなくて、公金なのでチェックは働くといけないので、我々が予算案にして組合の議会で議決して、支出するという形になります。

檜 町：先程から色々言われていますが、協議会の成り立ちなり、あり方なり、メンバーなりに対して、檜町として気に入らないので、その協議会には入らず、今区長名前だけ入っているが、脱退する形になったとして、檜町が協議会に入らず協議会とは別でというふうにした場合はどうなりますか。

管理者：他の自治会との信頼関係を崩すので、地元対策という形については、私の立場としてはお受けできません。

檜 町：それはもうはつきり、何か前入らない限りはそういう話はないし・・・。

管理者：そうでないと、櫻本だったり、岩屋だったり、檜だったり、もう今入っておられる皆さんに嘘をつく事になりますので。

檜 町：では、あくまでも基金の使い道は協議会の中で検討した内容による事であって、脱退して個別にやりたいという事は。

管理者：行政としてはお受けできない。

檜 町：はつきり言われるんですね。

管理者：はい。

檜 町：分かりました。

管理者：そこにメンバーとして当然檜の土地改良区なり、他の農家組合長さんとかが入るべきではないかというご意見については、我々それは非常に理由がある事だと思いますので、檜から更にメンバーを増やしたいと要望があったという事は協議会にお伝えもしますし、まーお断りになるという事もないかなと思います。

檜 町：そしたら、檜の農地に水路ありますやろ、悪い水が檜川に流れているので、1回その水路を整備して欲しいと要望した場合に、それが蹴られた時はどうなるのか。要望してこの要望は受けられないと。

管理者：それは後ろの方にも書いてありますが、本当に悪い水が流れて被害が生じたとか、施設そのものに因果関係があるようなものに保証というのは、これは地元振興ではなく、当然行政としてやらないといけない事なので、それは今回公印を押させていただく3ページになりますが・・・。

檜 町：いや、それをちゃんと証明しようと思ったら、地元がもの凄い弁護士料払って証明しないといけないし、それは不可能に近い、証明した場合物が売れないようになって、地元の農産物みたいな風評被害で売れないようになる。そんな被害を起きてても誰が言いますか。

管理者：因果関係があるものは当然保証させていただきますというふうに申し上げるしか。

檜 町：保証するのは当たり前です。

管理者：そうです。だから公金をお預かりしている。

檜 町：水路の整備とかしてもらいたいので・・・。

組 合：それはそれで言っていただいたらいいと思います。

檜 町：その協議会で受けられないと蹴られた場合どうなりますか。

組 合：必要性があれば、受けられない事は・・・。

檜 町：豪華な建物を建てよとか・・・。

管理者：その為に農家関係の皆さんに入られたり、教育関係が入られたり、バランスを取った構成をとっていただいていると思いますので。

檜 町：そのバランスは誰どるのか。協議会で話し合いですね。

管理者：そこには、我々も要所、要所では行かせていただいて話をしていますので、ただ前回、前々回について自分達自身が考えようという事で、他の自治体の例とか講師も呼び検討されたという事は聞いております。白川の土地改良区の理事長がそこに行かれて、その方が偶然大阪の方で類似の経験がある方だったので、こういう時の地元振興というのをこういう形で進めて行ったらいと。

檜 町：そんなもの、しょうもないものに使われて、地元の大事な所に使われない。

管理者：いや、その辺は。

檜 町：それは協議会に文句言わないといけない話でしょ。

檜 町：組織を作った市も悪い。

管理者：しょうもない施設を使って、本当に大事なそういう部分に回さないという議論は・・・。

檜 町：いや、想像です。

管理者：しょうもない施設でこれはとても議会を通せないものは、来たから受けるというものではないので、使うのかどうか分からぬ高級マッサージ機を買いますというのと、もう一方は水路をやりますというのとが上がって来て、組合議会の議員さんがマッサージ機の方を優先しろとか、それに予算付けるというのは、それは・・・そこで行政とチェック&バランスが働く訳です。

檜 町：ちょっと無責任だな～と思うのは、協議会を作ったというところで作りっぱなしで、行政側はそれに対して何の制御もしないというのは無責任だと思う。

管理者：我々も行き、それで上がってくる予算項目、支出する時に最終責任を持たないといけないのは我々ですから・・・。

檜 町：決めるという事はそうなんです。協議会はどういうふうに運営されていて、協議会そのものの運営する責任は、行政側は一切ないんですか。

管理者：事務局自体は公民館です。

組 合：あくまでも、それについては地元が主体だという事なので、地元主体でやっていただいていると、検討委員会に必要であれば呼ぶから、その時は来てくれと、その時は説明しに行く可能性はあります。

檜 町：協議会のあり方に問題があるよう思うんですけどもねえ。協議会を牛耳っている人の思い通りになる。そしたら又ね、御所と一緒にね、変な所への使い道・・・。

管理者：それは、お金を預けてやるとそうなります。・・・。

檜 町：ところがこういうメンバーだけで・・・。

組 合：上がってきた要望を、再度組合で協議する訳です。

檜 町：だから、ある意味においたら、市長さんの所に、まだ、こっちはこんな要望があると、ところが協議会の場では、色々反対の意見も出ているが・・・ところがパイの取り合いとかになってきたらね、それは何とか強制できないか。そういうお願いは出来ますやろ。行政側も出てきていただかないダメじゃないですか。

組合：出て行かないと言っているのではなく・・・我々は求められたら出て行って、質問に対してもお答えをする。

管理者：行政が上から目線で、ことごとくここに付けますという事ではなく、住民本意で本当に必要だと皆さんのが議論される部分の意思を尊重したいという事なので。

檜町：その協議会で協議して上がってきたのは、全部まともなものとは限らない。

組合：それは当然組合でチェックさせていただきます。

檜町：牛耳っている人に動かされてしまうので、現場に出てきて監視をしていかないと。

組合：仕切っている人という言い方は、ちょっと語弊あると思います。皆さんのが協議していただくので、纏める人はおられる・・・。

檜町：我々もらっているのは、この委員名簿も、正に組合の管理者、市長も入っておられて。

組合：それも古いものです。新しいものをお届けします。校区の中で、多分ご説明していただいていると思います。

檜町：校区の区長会はどういう権限を持っているんですか。法律的にどういう権限があるんですか。

組合：権限。

檜町：これは多分、諮問委員会でしょ、市長の。

組合：検討委員会ですか。

檜町：この検討協議会、これ。

管理者：そこから上がってきたものを、予算編成の上で最大限しん酌するという事です。

組合：地元の意見を纏めてもらうという事です。

檜町：地元の意見、入ってないじゃないですか。我々全然そんな事知らないのに。

管理者：それは、校区のあり方、そこの区長様との、檜としての校区への係わられ方、それは天理市は長年の中で、区長連合会あり、各校区ありという事で地元を纏めてきているわけです。

檜町：これは少なくとも区長が聞いてきているはずです。まだ、去年、一昨年ごみの話が始っただけなのに、もうこういう櫻木の区長会の安全な要望を求めるなど、何故そういう10億の話になつてい

るの。

管理者：当然環境保全に関しても万全を尽くさないといけないというのは他の自治会の皆様も、どうでもいいと言う方はいらっしゃないです。ですから今後もきちんと影響評価にしても、色々な対策にしても、他の自治会の皆さんも当然大事な地元ですので・・・。

檜 町：末端の我々からしたら、協議会から何にもないじゃないか。

管理者：それは私共に言われても・・・。

組 合：検討協議会で上げてもらうというのは、大字で要望される内容を纏めてもらって、検討協議会へ上がっていくという認識なので、当然住民の皆さんにそういう話は当然行かなければおかしいと思います。これからのお話です。

檜 町：我々全然知らないです。その10億の締め切りというのはいつですの。

組 合：そういう意見を聞かせていただいて・・・。

管理者：29年度から35年度までの期間に、我々は積み立てます。それを32年から35年の間に要望をいただいたものに、こうしていきますという形になります。

檜 町：先程申し上げたように、告知していないのは協議会の怠慢であって、その協議会の立ち上げを、ある意味後ろから背中押されたら、行政側としては、協議会を監視する責任があるはずなので、協議会を管理していないという事は、それは行政の怠慢です。

管理者：それは、きちんと校区で総会にかけられて、各区長さんとか主だった方も出て来られて、私も議会で答弁し、その中身というのは全部公開をしています。

檜 町：それは区長に・・・渡した。もう決まりましたと、案取れましたと、説明あつたやん。ちゃんと説明せんならあかん。

檜 町：(区長) 行ったら、容認する事になるから行くなという事で、行くなという事で・・・。

檜 町：いや、その話と違うやないの。あんた言わなあかんで、これ中で喧嘩しているみたいや。あんた1番知ってるやんこれ。

檜 町：(区長) だからいつも行ってたら分かる訳や。

檜 町：この説明はちゃんとせんならあかん。10億の話、樫本へ持つて行って、このごみの問題をちょっと和らげようと。

管理者：地元振興をしっかりやれという話は・・・。

檜 町：これ、読んでいたら正にそうやんか。ここを前提に色々な環境問題についてやるとなっている。  
ここを前提にやろ、せやから反対したんやんか。

檜 町：（区長）いつも行っていたら・・・。

檜 町：あんた行ってたら・・・。

檜 町：もういいやん。

檜 町：ええ事ないって、この問題は市の問題でも何でもない。こういうのが出来ましたと、皆自治会の会員さんに報告もせんならあかん。

檜 町：出来た段階というのは、檜町も和爾も、反対されていた段階で、もう出来ている。

管理者：和爾の方は、町内の総会をやられた上で、和爾の区長さんが立ち上げの時に出て来られていますので、それは各町のやり方がありますので、そのやり方は我々から言う立場ではないと思っております。

檜 町：反対している段階で、地域振興検討協議会が早々と出来たという認識は、檜町は持っている。区長は登録になっているけども、その段階では全く知らなかつたという報告を受けている。そんな状況での檜のこれに対する認識です。私達はそんな状況ではおつていたという事も全く知らなかつた。

檜 町：だから、協議会を牛耳っている人に問題がある訳ですよ。協議会のあり方そのものに問題がある訳ですよ。だからせめて行政側で、監視とか・・・アピールしていかないと、協議会牛耳っている人の思惑通りになってしまふという話です。

檜 町：さっき方10億と言っているが、11億ですか。

管理者：はい、11億です。

檜 町：うちらはどうしますの。

檜 町：何回やっても一緒ですわ。ちゃんと進行して下さい。

檜 町：もう1つだけすみません、現在計画している施設（建物）の耐用年数は50年と考えていますので、準備期間を含め60年間の契約として、焼却施設予定地は、一般定期借地権設定契約となり、更新はない内容となっています。変わらないんですね。

管理者：ここの赤で書かせていただいている部分を説明させていただけるのであれば説明します。今2ページ目の済渫の所まで来たかなと思いますが・・・。

檜 町：2ページ目の話でしたら、建設工事着手前までに委託業者がというふうに書かれていますが、着手前というこの具体的な時期はいつですか。

管理者：28年度もう既に環境影響評価が始まっています。環境影響評価は28年度から31年度の4年間です。

檜 町：手前の所に、放流する水については、建設工事着手前までにという文書になっていますが、お願いという文書で出させていただいた所には、水は勿論の事、水以外土壤とか大気とかそういうものに関しても、今28年度から始まっているという事ですが。

管理者：勿論それは入っています。環境負荷に係わるものはすべからく入っております。これは法律と条例で決まっています。ただ書いていただいたものの中で、感染性物質というものを書いておられます。これはその国の法律でも条例でも、サルモネラ菌だとかそういうものは入っておりませんというの、排ガスや雨水というものと、生物的なものとは直接的な関係はございませんので感染性物質というのは入っておりません。

檜 町：直接的関係はあるかも分かりませんよというの、最近ノロウイルスというのが流行っております。家庭で医療以前の処理でそれはごみに紛れているかもしれない。

管理者：それは前々から申し上げているようにピットの中全部屋内ですから、雨水にしても何にしても外に触れる要素はない。

檜 町：水については調べてもらつたらいいんじゃないですか。

管理者：それは自然界にもあります。

檜 町：いや、感染力があるかどうかという事です。ピット、車から何か出るかも知れない。

管理者：それは今現在の収集の状況を見ていたら、檜の方で道が凄く汚れたりしていますでしょうか。もしそうだとしたら、それはごみの出していただき方に問題があるのであって、それが極限まで行けば、本当に道にごみを出す事が出来ないです。今檜の中でも8カ所、毎日生ごみも含めて出しておられると思います、あれがそのまま車に入って、その車はそのまま屋内に入って、そこでピットのコンクリに囲まれた中に落とすわけです。ですから感染性物質というのは何故入っていないかと言うと、国も県も条例制定時にこの施設に係わるものではないという事で入っておりません。

檜 町：そうですか。でも先程の水の問題と同じような考え方で出来なくはないですよね。

管理者：車から生ごみの汁がいっぱい垂れて、それが雨水に入ると仰っているのかなーと思いますが、車が走って行って、パッカー車の下がザルみたいになっているんじゃなくて、汚水受けが付いている中で、そういうものをまき散らしながらではないですし、それはパッカー車自体の運行と

して、汚水物質を垂らしてはいけないと法律で決まっています。

檜 町：絶対あり得ないです。

管理者：皆さんが何か変な出され方をされなければ。

檜 町：潰す時に汁が飛んで、それがパッカー車について、それが雨で流れるという事だって考えられますね。

管理者：それを言い始めるともう・・・。

檜 町：そういう事もあるので、先程の川口さんの話と一緒になんですよ。気持ち的には。だから1回くらいはいいじゃないですか。後で比べられるようですね。ビフォーアフターは必要だと思います。

組 合：焼却施設に起因しているものかどうかというね、例えば大腸菌が増えたとしても、それがごみの・・・。

檜 町：だから今仰っているのも、さっきの水と一緒にでしょ。医療関係やられているんですよ、医療関係やられていてこういう事もあるでしょと心配されているので、例えば1回どうですかと今ヒントを出していただいたが、こういう意見があって、こっちは検査の必要がないと言われていると、ここで止まっていて、こっちは人はそういうものもあるでしょというのがあるんですよ。このギャップをさっきから何度も言っているが、どういう形で止めていただけるかと、例えば1回検査したらどうですかと仰って下さったら、その意見を参考にして、今の環境だけでなく・・・所で、市はそれで説得できると思っておられるのだったら聞きますけども、その話1回聞いたら皆理解している話です。

管理者：感染性物質でしたら、今の池の状況見ていただいたら・・・。

檜 町：檜としては、パッカー車は檜、走り回ってないじゃないですか、他の市町村。ところが、今からはこの上を走ってくるわけです。他走っているから分からぬようなものも、我々としては受ける訳ですわ。

管理者：車自体が汚れていると仰るわけですか。

檜 町：いや、だから今仰っていたじゃないですか、そういうのが走って垂れたらどうするんですかと。

管理者：もし、感染が檜川で水質検査の結果出たとして、ほら見ろ、ごみなんかが出来るからこういうのがあるんだと言われても、因果関係が全くそれは・・・。

檜 町：だからそれも1つの答えであって、それも市の答えとしていいじゃないですか。逆に言ったら、市が答えを出して檜町の住民が納得してくれるであろうと判断されるんだったら、回答書としてそういうのも出していただいたらいい。

管理者：あたかも市が、全然皆さんの気持ちをしん酌する事もなくという事だと思うんですけども、今原谷池の水飲めますか。クチナシ池とか飲めないですよね。

檜 町：それだったら、今も言ったが、煙突から出ている白いのは水蒸気です、市長あれ飲めますか。水蒸気だったら。我々資料の中で、煙突から出ている白いものは何ですかという質問に対して、市長はあれは水蒸気ですと。

管理者：水蒸気の中にこういう物質が検出されると、ですから私もそれは吸えます全然。酸欠になるのでそこに居られないだけ。

檜 町：全文読んだらそうですよ、市長に言っておられるのは確かです。ここの白いものは何ですかという答えは、水蒸気ですという回答なんです。資料を読めば。

管理者：いや、そうは・・・極めてゼロに近いけども微量のものがあるという中で、こういうようになりますと書いています。

檜 町：水蒸気の中にそういうものが含まれているとは書いていない。

組 合：白く見えているのは、水蒸気が白く見えていると・・・。

檜 町：答えとしては100点なんですよ。ところがある程度心配している人に対して、市長がおられない時に川口さんや皆さんに言いましたが、答えとしては30点なんですよ。回答としては質問に対して、白いは何ですかに対してね、あれは水蒸気です、答えとしては満点です。ところが、住民が心配しているという事に対して、水蒸気ですと言った時に、あれは水蒸気なのかと思って、そこにそういうふうに書かれるのだったら、我々としては、白いのが水蒸気だったら飲めますかって、川口さん、1回言いましたね、私。

管理者：全く問題がないです。

檜 町：心配しておられて、それに対して基準も何もないから、今仰ったみたいに、川に出たらどうするんですかと仰ったら、逆に言えばその因果関係を証明してもらってもいいですし、逆に言えば、そういう事をここで仰るという事は、我々としては納得いかないです。

管理者：一般的な水質検査でやりましょうか。

組 合：思いとすれば、定期的には出来ないが、1回検査・・・。

管理者：いずれにしてもあっていいものではないので、それは私の言い方が失礼であれば、もう一度文書を整理させていただきます。

檜 町：気持ちの問題なので、理論的に責められても気持ちは変わらないでしょ。逆言えば、市はいつ

も紋切型で、ここに書いているのは紋切型としてしか受け取ってないわけです。それで納得して下さいと仰っても、回答を何回かいたいたが、全く進んでいない。書き方はコロコロ変わったりとかしているが、我々の気持ちとして納得する資料としては、市が言っているのは、基準とかばかりで、市はどこを努力してくれるのか。そういう事しか我々受け取ってない。

管理者：具体的に、今作業の途中ですので。

檜 町：回答書、前回と今回との間でも後の所が変わっただけじゃないですか。

管理者：そうです。

檜 町：その前に檜からの質問状、もう一回行っているでしょ。その中へ入れて下さいと。

管理者：受け止められるものについては、入れさせていただいた。

檜 町：言つときながら、さっきの雨水の溜める所も変わってないし、量も含めて。これも量決めてい  
るからここに入れないんだと。

管理者：それは、もう一度精査させていただきます。

檜 町：回答も一緒なんです。

檜 町：あのね、檜町4年程前インフルエンザが流行った時に・・・祭りを中止した事があります。皆  
さんの健康を大優先にして、やりたいという気持ちもあったが、そういうものですわ。

管理者：いずれにしてもあっていい歯はありませんので、行政としてどういう対応か、1度引き取らせ  
て下さい。

檜 町：行政は安心と安全をね、やらないといけない。それを住民に納得してもらわんならあかん。そ  
れが市長の役目。それに徹してもらったら、そんな変な答えが出て来ないと思います。

組 合：変な答えって・・・。

檜 町：そういう事自体がおかしい。

組 合：そうですかねー。

檜 町：安心、安全させないといけない。ごみ焼却場をここに建設するについてはね。僕らもこれ何十  
時間もやっているわけです。

檜 町：具体的な数値というか、考え方を教えてもらいたいですが、今、紙をいたいたい、環境影響評  
価技術指針というのをいたいたいたが、それとは別に市の広報とかホームページとかで閲覧で、環

境配慮書というのが今、閲覧できますよね。色々な項目で細かくされていて、建物とか色々な面について出ていて、一応ざっと見たんですけど、見方についてよくわからないので、環境基準上各法律に基づいている数値は上限これですと、大体世の中にあるもので測ってみたらこんなものですが、それについてその地域で測ったらこんな数値で出てきたのでと、今後出てくると思うんですけども、その中で出てくるのは、環境のマックスの値に表したらダメなので。

管理者：ちょっと過ぎた所・・・何分の1とか、何十万分の1とか。

檜 町：その時に、こちらとしてはどれくらいの数値にして欲しいと要望したらいいかよくわからなくて、結果的に数値化出来ないものだから、私が出した要望書もそうだが、現状出来る技術レベルで最高水準のものに全てのものを合わせてもらいたい。

管理者：それは、そういう形で書かせていただいております。

檜 町：今後出てくるものについては、具体的なそれを出してもらえるのかというのが分からない。ダイオキシンについての事でも、京都でも問題になって結果的にダイオキシンの量が増えているものだから、焼却施設の灰の処理の部分、あれは・・・。

管理者：まだ、未完成的な・・・。

檜 町：今後天理市でやられる場合に、今の採用された機械の性能からするとこの数値なので、それであると、そういう形で今後出てくるんですね。それから景観等についてとかは、山の辺の道から見て建物の配置とか、煙突の高さとか出ていますが、40何mとか50何mとか・・・。

組 合：59と45です。

檜 町：あれは形というか、ああいうものというのを決まっているのか。

管理者：一般的な類似の施設から見てという事なので、ここから具体的な形は・・・。

檜 町：この高さで大体他所は建てているので、そういう形でやってみたらこういう感じだという事になりますと・・・。

組 合：今後、景観についても検討委員会を設けますので、そこで協議をしてもらう予定になっております。

檜 町：今は企画項目が提示してあるという事ですか。それについて、意見のある方は出して下さいとなっていますが、出そうにも、今言った通りで、あれが決まっていれば、これは気に入らないのでこうして下さいと出せますけど・・・。

管理者：環境影響評価1番最初の段階のものがこれなので、これからまた具体的に出ていった時に、それぞまた意見を言っていただく機会を作っていく・・・。

組合：それはまた地元説明も、どういう形でやっていくかは・・・。

檜町：あくまでも叩きみたいなもので、ざっくりこんな感じだと、私からすると反論のしようがない手応えなので、ああいう形のものが出てきて今後数値がどう推移していくか、どう決まっていくかをしっかりと見ておけばよいと。

管理者：それは我々も説明会をさせていただきますし・・・。

檜町：今の配慮書というのはあくまでも1発目の叩きだと。あと、調査地点について檜町内という事で書かれていますが、檜町内だけでなく、周囲定点観測はされるんですか。

組合：はい、何カ所か。

檜町：3カ所くらい探るようになっていたかと思うが、あれで足りるとは思わない。

組合：大気、水、色々な項目がありますので、大気についてはもう少しあると思います。3カ所ではないと思います。

管理者：今の時点では檜をその中に含めさせていただくという事を書かせていただいた訳です。あと、実施に先立って方法書を出すので、その時に具体的な箇所について、あらかじめ説明会を行います。今ここまでしか言いようがないです。

檜町：建物の煙突の高さによっても、排煙がどこまで到達するかと、その建物が建つ事によっての、あの辺が気流の流れっていうのはある程度変わるでしょうし、季節とか温度とかによっても、どう風が流れるかというのも・・・。

管理者：正に4年間かけて・・・。

檜町：それは事前にそういう調査をされて、情報を溜められるという事と、稼働後も定期的にその調査は同じ地点でされるという理解でよろしいか。でないと稼働前と、稼働中の差がとれない。

組合：・・・調査をやりますので。

檜町：それは継続的に且つ定期的にされるという理解でよろしいか。

管理者：その方法は・・・ただ事後についてもやるという考えです。

檜町：でないと、さっき仰ったように因果関係が証明されないというお話が、勿論行政側としてはそういうなんだけど、因果関係を証明しようとすると事前と事後、両方の情報がないと分からぬから、必ず事前から同じ形で同じ地点で継続的調査をして情報を溜めないと、因果関係の証明のしようがないです。

管理者：それは仰る通りです。

檜 町：個別の何とか町とか、個人で出来るレベルではないので、その情報を溜めるのは行政側の責任だと、それはそういう情報を溜めるという対策をされるという理解でよろしいか。

管理者：事後の文言を、更に詳しく書くようにさせていただきます。ここに書いていただいている・・・の中で、行政が連れてくる業者あるいは有識者にしても、基本的に信憑性のところでどうなんだというような事が今までの説明会で来させていただいていた中で、我々も感じているところなのでその点について申し上げれば、事業者というのは嘘を1回言えば職を失う訳です。要は都道府県でちゃんと実績があって届け出をして認可が下りていないとダメなんです。

檜 町：それはそうだと思いますけども、そこは嘘を付かれなくてもミスをされる可能性もありますね、そうすると最低2カ所くらい同じサンプルを評価してもらうようにすれば、両方共同でミスをするとは考えにくいと思うので、一社というよりもう一社あつた方がいい。

組 合：思いは分かりますが、なかなか実施する方とすれば・・・。

檜 町：費用はかかるのは分かりますよ。・・・。だから安心、安全の話ですわ。常時ダブルでやれといふのではなく・・・的にポンポンと飛ばしてやれというのが彼の言いたい事ですわ。

組 合：同じ業者で数を増やすという事と、違う業者になるとまた入札に絡んでくるわけですから、非常に難しい部分があります。出来るだけ・・・。

管理者：検証をちゃんとやるという事ですね。

檜 町：・・・をやるという事なら安心するんですわ。行政の方からそういうお言葉をいただいたら。私はどちらかと言うと、複数でチェックした方がいいと思います。ダブルで常時やらないとね。

組 合：当然何回かやる訳ですけども、その中で極端に違うデータが出てきたらおかしいのではと当然なるので・・・。

檜 町：毎回同じ業者さんで、例えば5回に1回違う業者さんを入れる事は出来るんですか。

管理者：常に同じ業者がつるんでやっているという事ではないので・・・。

組 合：今は環境影響評価の中では一つの業者しかできないです。

管理者：事前評価ではなく、事後。

組 合：事後はまた別の業者が入ってくるかも分からぬが、今の環境影響評価という中では違う業者を入れるというのは出来ません。

檜 町：事後の調査はというのは。

組 合：それはまた別に入札をするわけです。

檜 町：事後の検査をされる時も、1社ではなくて複数社、當時複数社で無理であれば定期的に、例えば當時やっている所に、別の業者をたまに単発で入れて、ダブルチェックとか・・・。

組 合：あー、また検討しますが、なかなか・・・。

檜 町：検討だけはして下さい。3ページの裏の所ね、国や県において規制値の緩和が行われた場合でも当初の基準を維持しますと、これ我々が読むとどう思うかというと・・・がきつくなつた場合に。

管理者：それは当然きつい方に合わせないと法令違反なので。

檜 町：だから、ここに書いてないんです。

組 合：稼働している最中に、例えば基準値が変わったからそれに合わせるというのは無理ですね。

管理者：いや、国で決まつたら、今の嘉幡でもそうなんだから、そうなるんです。

組 合：稼働している施設はならないです。新しく建てる施設だけなんです。

檜 町：いや、稼働している時に、その対策を打たないと、これこういう事を書かれたら、これ反対の場合どうなるのかなあと。

組 合：はい、またその辺、炉のメーカーとも協議させていただきます。今出来るとも出来ないとも申し上げられない。

檜 町：それはいいんです、それに対して反対の事が起つた時に、どういう考え方を持っておられるのか、どういう事を検討されるのかという事をね。私から見たら、想定問答が全然出来ていないです。元々の文書は基準が変わつた時は厳しい方の基準に合わせるようにしますというようになつてかと思いますが。

管理者：これは皆さんからいただいた方が、緩和された場合にもというふうになつてていたので・・・。

檜 町：厳しい方に基準に維持しますと。

組 合：当然稼働している時は、厳しい基準で緩和されても、厳しいもので行くわけです。それが厳しくなつた時に、すぐその炉を厳しい基準の炉に変えられるかというところがね・・・。

管理者：厳しいって言ったって、基準できっちりやつていいているわけで・・・。

組合：・・・ただ、今、それを答えられないので検討しますという事です。

檜町：2ページの下から2行目の事を言っている。これはやつたらそのままやりますと、今度炉を入れ替える時は、ちゃんとやりますとなつていいいるんでしょ。

組合：そういう事です。稼働するまでに、建設の時に、設計する時が一番厳しい基準で行きますけども、稼働してしまえば、先程から言つていますように、怒られるかもしれないが。

檜町：怒りますよ。

組合：だからそれが可能かどうかというのが・・・。

管理者：そもそもその値が、何分の1とかそういうレベルですので、ギリギリもつてはいるとかいうレベルではないので。国崎の方では、自主規制として地元の皆さんと協議して国の基準の10分の1という基準を設けられていますが、それでも数字が4つか5つ・・・いますので、まず最新の技術を導入すると、それと自主規制の所の書き方とか、そこはもう一度・・・。施設整備の検討委員会では学識経験者も入れてその数値は決めていったかなと・・・はそのままというふうにしか聞こえませんので。

檜町：そのまま、この文書読んだらそうなる。この文書はそういうふうに読みますが、川口さんが仰ったのは、そうじやないと。厳しい基準になった時には、厳しい基準で稼働出来るように合わせる事が出来るかどうかの検討をお願いしたい。

管理者：明日突然とかと言うと、施設全体の問題なのでという事で、正直に川口が言ったという事です。

檜町：そんなん、急に出来ませんわ。普通は炉を変えるとか色々なパブリックコメント出してからやりますよ。明日からしなさいと言つてはいるのではない。

檜町：建て替えの場合の事なんですが、半径5kmという事でやつたらどうですかと提案させてもらつていますがというのはこんな考え方もあるのかと思った。60年先の話で、こんな事を言つたら失礼な話だが、天理市だってもうなくなるかもね、そういうような、[REDACTED]さんが出されたのではなくて、そんな事になつていていたと思う。そうなつたら合併とか色々起きてきたら、例えば天理市と奈良市とか、天理市と郡山市とかと合併した時にね、当然郡山のごみをここでやるような形になつていくでしょう。そしたらこれ郡山と言つたら、石川がもう郡山になります。檜の隣接地に郡山があるので、そしたら石川のあそこへ今度新しく建て替えの際には持つていきましょうという事になりかねない。これから言うと。そういう事はないように、ちゃんと表現だけはもうちょっと考えてほしい。半径5km、ただ5kmになつてきたら・・・。

管理者：嘉幡の所も入つてくるくらいなので。

楳 町：ここと嘉幡の距離が大体5km位、嘉幡に建っていてここが文句言っているという事は5km以上離れたら文句ないという事ですわ。ところが、あそこから5km、これから言ったら治道小学校の所がほぼ5kmになります。治道小学校のあそこへ建てられたら楳としては困る訳ですわ。だから10kmくらいにして欲しい。これら辺については考えて欲しい。

管理者：出来るだけ離れた所でという事で表記をしております。基本としては、天理市以外の9市町村で建設する事を協議する。仮に天理内になった場合でも、出来るだけ離れているという事、公印を押した状態で10kmとか何キロとか、色々にお約束する事というのは。

楳 町：境界線からなるべく遠く。郡山と天理がもう合併していると、でないとそれくらいの規模がないと、楳町だけでも人口3分の2くらいに減っています。15年前に比べると。どんどん人口が減っていったら、3万人以下になるような形で [REDACTED]さんが作られたのではそんな事になっていたのかなー。

管理者：60年代に4万人の可能性があると。

楳 町：市町村合併が行われたら、既にそれが天理市内のという位置付けになってきたら、この表現であれば当然・・・。

管理者：櫟本校区、岩屋及び石上・・・。

楳 町：あきません、治道。いわゆる郡山というのは楳町と隣接しています。

管理者：出来るだけ離れたという表現以外に・・・。

楳 町：それでしたら、奈良市とくつついで帶解になるとかと同じだ。帶解もそんなに離れていない。それから、そこに弘仁寺がある。あそこはもう奈良市です。あそこは今の所からそんなに離れていない。だからそこは書く時には気をつけて、もうちょっとうまい方法の書き方があったら。

管理者：境界から、離すという・・・。

楳 町：楳町の境目から、ま一楳町の方が納得される距離という事で出して下さい。

管理者：櫟本校区から離れたという事であれば、よりそっちの方が遠いので。

楳 町：元々ここには持ってこないというふうに地図で図示して下さいとなっていましたと思います。

管理者：図示。今の時点で境界をはっきり・・・。

楳 町：合併になつたら分からなくなるので。

楳 町：私は、これ素晴らしいと思った。60年先にはこのような状況も考えて、これを造っていかない

といけない。単に今だけのものではなく60年と言ったら、もう多分市長さんくらいしか・・・。  
3ページの所で、新規の話は書いてもらっていますが、結局この施設が出来るとカラスが出るという話がよく聞きます。うちの親がごみ施設に係わっていた事があって、カラスが増えるっていう・・・。

管理者：ピットに、今の施設だったら鳥が入ってこられるが、今からの施設は閉じられているが、極力配慮するという。

檜 町：あっちこっちで被害が出るらしい。事前に害獣と言われるようなものはどれくらいの数がいて、それが出来た後も変わってないとすれば、さっきの因果関係と一緒になんです。施設が出来たから増えたという事には直結はしないかもしないが、調査可能であればしていただいたら、その方が文句は言われない。出来なければ仕方ないですが。

管理者：何もないのに椋鳥が市内に大量に来たりとかがありますので、害獣についても十分に配慮して考えて行きますと、その書き方については、持ち帰らせて下さい。

檜 町：結構害獣が増えても駆除がしにくいと聞きますが。カラスでもパンと撃つたらいいと言いますが、簡単に撃つだけでは減らせないらしい。実際ごみ施設と関係なく、一般的にもカラスとか増える可能性がありますので。

管理者：出す方の道の上にカラスネットがあるかとか、そちらの方が直接影響が。

檜 町：カラスとか害獣を駆除する方策を考えていただいたらいいと思います。

管理者：ただ害獣という文言がここの中に書いてないので、書き方をどうするのか持ち帰ります。

檜 町：4ページの回答の方、現在計画している施設（建物）の耐用年数は50年と考えていますので、準備期間を含め60年間の契約として、焼却施設予定地は、一般定期借地権設定契約となり、更新はない内容となっていますと、こう書いていただいているが、定借でという内容だが、所有権を移転された場合、例えば定借じゃなしに事務組合で所有権を持った場合、買い取った場合、定借が関係なくなってしまってと・・・。

管理者：そこで、読み方次第で誤解が生じかねないという事であれば、どういう形であったとしてもという事で加えさせていただきます。

檜 町：文言として、60年以降は完全に撤去いたしますという事を入れてくれはったら。

管理者：我々がこの契約の形のものを書いたのは、こう書いた方が、更新もないのであればいる可能性もないより分りやすいと思って書いただけです。ただ所有権に係わらず、こういう形になるとという文言にさせていただきます。

檜 町：すみません、だから60年経過以降は完全に撤去いたしますという内容を入れて下さい。

管理者：原状復帰でやっています。

檜 町：対応年数に係わらず途中で修理とか色々あったとしてもね、途中で修理したら対応年数が増えますやん。

管理者：炉はそうなりますが、建屋自体が持たないので、建物自体が50年くらいなので。・・・。

檜 町：原状復帰という事で。3ページの所で、発生が危惧される南海トラフこの関係で、活断層、資料1を全部削除して下さい。資料1のQ2と結論が違うんです。

管理者：削除はいたします。

檜 町：これについては1から共通回答の所で、あらゆる自然災害や事故等について、ここから以降を生かしてくれませんか。

管理者：我々今回改めて赤でここを読んだ上で書かせていただいて、あらゆる自然災害や・・・。

檜 町：ここは確か、削っていたと思いますよ。

管理者：元の部分は、変えてこちらのコメントに沿って書き変えてありますので、読んでいただけますか。

檜 町：活断層との・・・ここは、こうなってなかつたですか。

管理者：すみません、バツの。

組 合：これをいただいているのは、省いてという事ですか。

檜 町：これをいちいち読んで、我々がこの人の意見を・・・。

管理者：上の文書も含めてですか。

檜 町：回答はここからでいいのでは。

管理者：はい、分かりました。赤で書いている部分については、あらゆる自然災害や事故等についてで始まっていますので。

檜 町：それと、尚、檜町のご要望である、檜町との協定書については、検討協議会が対象としている各自治会と協議の上、一括で協定書を締結したいと考えていますと書いてあるが、これのイメージが分からぬ・・・。削除してもらえますか。

管理者：一端、尚、以降は削除します。

檜 町：この要望に対する回答が、ある意味協定書になる訳です。3ページの上の所で、ホームページでもリアルタイムに観測データを公表し、公民館には掲示モニターを設置いたします。檜町公民館ですね。

組 合：ここで書いている公民館は、櫻本校区の公民館という事です。

管理者：表示の所は考え方させて下さい。

檜 町：表示板さえあればいけるんでしょ。

組 合：基本的にそうです。

檜 町：檜が1番問題にしているのは、櫻本公民館はね・・・入る事は出来ないので。

管理者：ちょっとそれは持ち帰ります。

檜 町：表書で、今後も引き続き計画の進捗毎に住民の皆様のご懸念に対しましては、丁寧にご説明させて頂き、地元振興等につきましても、新ごみ処理施設周辺における地域振興等検討協議会の、これは消して下さい。皆様のご意見等を伺いながら、事業を進めて参りたいと考えておりますと、こういう具合にしてもらえませんか。

管理者：協議会というのはあえて・・・。

檜 町：これはこれでそっちでやるんでしょ。

管理者：説明させていただき、皆さんのご意見を伺いながらでよろしいか。

檜 町：はい。是非ともこの窓口だけは作っておいて欲しい。

管理者：それは勿論、分かりました。

檜 町：4ページの真ん中の赤字の所で、尚、この点は既に10市町村長会議で合意済みですというところがあるが、この点というのはどこに係っているのか。

管理者：この点というのは・・・。

檜 町：上の赤字の文書の全般ですか。

管理者：はい、全般にです。

檜 町：天理市以外の9市町村で建設する事を基本とする事を、10市町村会議で合意済みというふうに文書として理解してよろしいですか。

管理者：はい、そうです。

檜 町：そしたら、仮にという以下の言葉はいらないのでは。

管理者：基本的には消してもいいんですが、正直言うと天理市の可能性は絶対ないと言ったじゃないかと言って、もし柳本とか・・・。

檜 町：我々はそれを望むんです。だから今回は天理市が他の市町村に向けて、犠牲になるわけでしょ。犠牲と言ったら悪が・・・。そういうのを負う訳でしょ。これを合意していく、そして天理市の中でやりますと、合意していない事になる。消していただくという事は出来ないですか。

管理者：仮にの部分も含めて合意したんですが、要は我々として防災の拠点にもなり、それによって周囲の道路整備にもなりという事で重要性が高まってくる中で、今はご懸念の方に目が行くかも知れませんが、メリットになってくる部分もたくさんある中で、市にとっては、ここから離れた朝和、柳本、山間とか、この時点で将来に分かって足枷を、60年後にさすがに私が市長をやっている事はないと思うが、それを課す訳にはいかない。ただその時にも柳本の皆さんにご迷惑をおかけする訳には、結局それで言うと、仮に以降の部分がないと、先程の治道の話とか、要はここで区域から離しますと言っている部分が大事だと思いますので、もしここで天理市外だけを残しますと・・・。

檜 町：治道とかが入ってくれば、市町村合併した時は、天理市には入るのか。

組 合：9は天理市除いた9市町村で基本的に考えてもらうけれども、天理市に来た時は、その範囲から離れた所でやるという事を謳っている。基本的には9市町村で考えるという事です。

檜 町：だからそれだけを残してもらって、仮にという以下の言葉、それは合意をされているわけですよ。

組 合：先程市長が申しましたように、これも含めて皆さんに合意をいただいているという事なので。

檜 町：・・・なりますやんか・・・。

管理者：昔、自衛隊のヘリポートを誘致したい所は全くなかったと思いますが、今だったら五條とかは必死になって・・・だから時代によってこれが・・・ではないという場合に、その時の技術では、今回無煙突と仰ったように実現していって、これがあった方が周りの道路も直さないといけない、地元の関係もあるとかいう事で、何故天理は手を離したのかという事にもなりかねない訳です。

檜 町：それは天理市として、仮にそういう事がある可能性があると。

管理者：ただその時に、その付近には考えないという事を申し上げているわけです。ですから井戸堂なのか柳本か朝和なのか。

檜 町：だからそういうメリットもあるから・・・。

管理者：可能性もあるから。今でしたら名阪も雪で難しいと言いましたが、これからそれが解消されれば福住でもいいのかも知れないし、天理次第で・・・ちょっともう一度文書、基本的にはこの9市町村でというところと。

檜 町：だからメリットもあるからこういう形でと思いますが、それも分かるが、こういう形で造られて60年先には又近辺で、今度は莫大な、大きな焼却炉、人口の減少もあるでしょうけども・・・。何年経っても・・・。

管理者：可能な限り離れたという事で決まったんですけども、嘉幡のあそこでも・・・。

檜 町：私の気持ちとすれば、天理市以外で・・・。その分今現在50年ですかね、それだけの負担を負う訳です。

管理者：基本として、そういうふうに書くという事なんです。

檜 町：そしたら、基本として協議させていただきます・・・。

管理者：協議させていただきますで一端切ります。そこを強めさせていただきます。

檜 町：そうですね。そうしてもらわないと・・・櫻本校区・・・。

管理者：ここの部分は櫻の皆さんだけではなくて、他の岩屋、石上にも同じ文言で言っております。

檜 町：結局、最初に意見が出てくる背景というのが、今後何十年間かその施設が出来た時は、近隣の地元が何らかの負担を負うというところもある。それで、私自身はそれはその通りだと思うし、そういう話が出てくる根本は、そもそも突然あそこに造りますよという話が出てきた。櫻にしてみれば、突然あそこに決まりましたという話が出てきているという所は、やはりイメージダウンになるんですよ。なぜそこに決まったのかという経緯が、納得いく説明を付けていないところがある。

管理者：変更しますの所に、もう少し、今回極めて時間的にも、条件的にも限られていた中でしたけども、そういう時にもっとしっかりと開かれた形でというような・・・。

檜 町：ここに決まるという経緯というのは当然残りの9市町村へ、建てようとしたけどもこういう理由とこういう事情があつて他の市町村が建てられない、たまたま天理市が建てられるからそこに建てるようになったという論理的な説明があるのではないか。思いうもあるという事ですが、何か補助金が出るから、時間がないから、取り敢えず期間内に建てられるのは、ここだけですと

言われても、はいそうですかとは言いにくい。他で建てられない理由があつて、初めてここでないとダメなんだというのであれば納得のしようもあると思いますけども。今までのお話でそういう説明は一度もお聞きした事がないので、やはりそういうところからも、必ず違う所に持つて言って欲しいという・・・。

管理者：基本的には天理市外だと。

檜 町：出来れば、今すぐとかでなくて結構ですので、あそこに出来る事になったというちゃんとした経緯を伺いたい。この前伺ったところによると、この指とまれとやつたように聞こえたが。他の市町村に対して造れないんだったら、こういう場所がありますよ、補助金出ますよ、この話に乗っかりますかという聞き方を。

組 合：まず、広域ありきではなくて、天理市として施設がもう何年か先にはダメだから、天理市として造らないといけないというのがスタートです。造るのであれば広域の方が天理市にもメリットがあるという事で、広域になった。

檜 町：そのメリットがあるという判断をする最中にね、ほんとは他、広域化してメリットがあるなら、他の所に建てて広域化しても同じメリットがある訳です。建てる場所は、全体の中の天理市でなければならない理由というのは聞けていないです。広域化する事によってメリットがあると仰る。

管理者：議会の時には、正にそれを十分な時間を持ってやる訳ですけども、今回平成36年には何らかの施設が我々には必要だと、自分で建てるか、他と一緒に建てるかという選択肢になつたので、高田の細かい角の角まで検討出来たかというと、正直申し上げて違つた。ただ高田で36年までに我々のものを持って行ける場所は確保できないという判断です。これがもっと何十年とか20年とか30年とか後まであればもっと全体の協議会というのもあったと思います。

檜 町：高田でそれが出来ないという判断になった理由というのは何ですか。

組 合：高田で出来る、出来ないではなくて、天理市として先ず自分の施設として建て替えないといけないというのが前提です。

檜 町：その中で広域化という、そうすれば補助金が出ますよとか、そういうメリットがあるからこういう形でしましたと、高田や他の市町村でそういう検討は全くしていないと。

組 合：建て替える時期が・・・。

檜 町：他市町村で建てるという検討はしてないという事でしょ。

管理者：建てる検討というか、当然他の市町村も建て替える時期に来ているのは間違いない。

檜 町：他の市町村も、建て替える検討もしていないという事ですか・・・。

管理者：県の方に確認をさせていただきました、で、今具体的に動いて、他で建てられる目途が立っている場所がなかったので、それは県の方にも確認をしたと、他の所も相当長い間、北葛城郡でも協議をもう何年もやって決着がついていないという状況があった。実際の今の状況を見て、我々が平成36年までに入れていただける所というのではないというのは、県と各自治体とのやり取りの中で確認できたので、自分だけで建てますか、一緒に建てますかという事で、一緒の方が電力も使えるし、建設費用も減るし、社会全体としても環境負荷も下げられるという事で進んできた事なんです。

檜 町：もし建てる所があれば、そちらの方を検討となつたわけですか。

組 合：それは、ただ場所がどういう場所か分かりませんので・・・。

檜 町：あつたとすればですよ。

管理者：あつたとすれば、可能性とすればあつたも知れません。実際に今し尿に関しては、今あそここの場に置いておくつもりはないという事で、今後検討に入っていくが、1つの選択肢としては御所の方でアクアというのが広域で造られているので、そっちにうちの方から持つて行かせていただこうかというのが1つの選択肢で入っているんです。ちゃんと持つていく場所があつて、それで回っていくんだったら、当然うちが外に持つていくというのも選択肢としてはあります。

檜 町：広域化で色々なメリットがあろうと思います。予算も然り、我々にしたら経緯というのは明らかに、あの天理教の土地があつたから、あそここの土地を利用して建てるのだというふうな認識だった。天理教の土地が空いていて、だからそこを活用する為に・・・。

管理者：地権者は関係ないです。・・・。

檜 町：・・・そういう認識でおるわけです。

管理者：単に他の場所を検討して、福住が何故ダメだったかという事の部分の説明書きのものは渡させてもらったかなと思いますが。

檜 町：我々したら、あそここの土地ありきで考えておられたかなと。

管理者：具体的な選択肢として、他が出て来なかつた。

檜 町：そしたら、又話戻るのかと言われるが、このリサイクルセンターの横にまだ大きな土地がある訳ですよ。あそこを利用されてもいいんじゃないですか。シャープの駐車場ですね。

管理者：今現時点で目一杯活用させていただく所は相談して、その中で・・・。

檜 町：その土地を使われたらどうかなと、そういう考え方も検討の余地があるはずなんです。

管理者：岩屋、石上、櫻本町、今これが計画に基づいて・・・。

檜 町：いやそれは分かります。言われる事に対して、もうありで天理市は考えておられたのかな。シャープの空き地もある。

管理者：シャープが空いてくるというのは、経営破綻という。

檜 町：いや、駐車場。

管理者：あれも全く活用できる土地ではない見込みだったものが、極めて急激にシャープが打ち切るという事になったので、地権者の方にとては、今までの3分の1くらいなんですがそれでも貸すという話になったが、シャープがああいうふうにならなかつたら、とても3分の1の賃料で・・・。

檜 町：その話をされると、そもそも今の元々の所にリサイクルセンターと焼却炉両方立てますよという話が1番最初にあって、1カ月後くらいにリサイクルセンターだけは止めますという話が出てきた。その時点でリサイクルセンターはどこへ持っていくかは決まっていませんという話だった。そしてシャープが傾いて駐車場の場所が空いてきたというのは仰る通りで、そこは空く予測はつくわけで、たまたま空いてきたからではそこを使いますという論理は分かるが、低い賃料で借りられるのであれば、今天理教から炉が建つ所の候補になっている土地を幾らで借りようとしているのかという話と、シャープの駐車場としてあの辺の地権者からお借りしていた所と、どっちが高いんですかという話もあると思いますし、バラバラに建てるより元々同じ所に建てる方がいい訳ですね。そしたら何故高瀬川を挟んで離れた所に建てるのかとか、そういう話もどんどん出てきちゃいますよね。

管理者：ここの4ページの所だと思うんで、そこにいるとこの市町村外を基本とするというところを強めさせていただきました。

檜 町：今の意見で、5ページの変更理由、これも削除して下さい。我々これは納得していない。粗大・リサイクル施設用地が変更された点につきましてはという所削除して下さい。

管理者：問題ないのであれば。

檜 町：こんな理由じゃないでしょ。我々はこんな理由じゃないと思っています。単にやろうと思って買収さえしていったらいくらでも出来る話です。この変更理由ここへ付けられたら、我々この変更理由、納得したという事になり得るので、今の皆さん方色々言っていましたね、これも削除という事でお願いしていたと思います。その話の疑問点というのは、Bの方の資料に結局同じ話が出てきているんですね。地権者とどう交渉されたんですかと伺っている中で、賃貸借契約に置いて使用目的を資源ごみ中間処理施設、粗大ごみ破碎施設及びその関連施設として・・・となっているが、こういう目的でしか交渉していない理由が分からないです。炉も建てるという交渉を何故しないのか。

管理者：そこは運用上、仮にという事で開示はさせていただいたかと思うんですが。

檜 町：運用上。ただ今の炉建てる所の面積より余程大きい訳で。

管理者：リサイクル施設と両方になりますと、実際の車回しであったりとか。

檜 町：というより、最大のネックは地元地権者の了解を得られなかつたという事でしょ。

管理者：それを前提に。

檜 町：それはそうですね、炉みたいな所へ建てられたら、後、岩屋にしたって、次再利用するにしたってダイオキシンの色々溜まつたようなものの所・・・という交渉されたんですか。

管理者：我々としては、面積的にも困難だという認識だったので。

組 合：先ず焼却炉という事で、その時点では決まっていたわけで。

管理者：いずれにしても運用上難しいという判断・・・。

組 合：なぜ交渉しなかつたのかと言うと、基本的にここで造りますと言っている中で、こちらを貸していただける話になったから、ここでという話はなかなかできませんので・・・。

檜 町：・・・それは、出来ないって、何故出来ないのか。焼却施設とリサイクルセンターと同じ敷地にあつた方が・・・。

管理者：それが困難だという事です。

檜 町：何故運用が困難なんですか。同じ場所にあつた方がいいのではないか。

管理者：車がたくさん入る施設なので、そういう動線の確保も要りますので、建物そのものだけで成り立つ施設ではないので。

檜 町：そしたら、それは無理なんですか。

管理者：物理的に困難です。

檜 町：両方建てるというのは無理なんですか。

管理者：物理的に困難だという発想で、返させていただきました。

檜 町：いや、それは地権者の同意が得られなかつたと聞きましたよ。それをやつていつたら今の所なんか、住居地域ですか、こんな所に普通は建物持つて来られませんね。都計法上。こっちはそうじやない訳です。準工な何かですわ。持つて来られますね。

組合：リサイクル施設は調整区域ですから、基本的に今そのままでは建てられない。

檜町：そしたら、こっちも一緒ですね。

組合：条件的には一緒です。

檜町：調整区域になっているんですか。

管理者：市街化区域ですので、用途さえ変えれば。昔、シャープがもっと伸びるかもしれないという時に、立地を確保できるようにしていただいたらしいですが、今はもうそんな見込みもないで、大分前に調整区域になっています。

檜町：論理的に両方建たないという事ですね。

檜町：建てられますよ。建てられると思う。・・・。

管理者：今のもので・・・。

檜町：・・・施設で指定さえすれば、終いですやんか。

管理者：余分な場所を確保しているわけではありません。そもそも櫻本、岩屋、石上の皆さんとの間で詰めも進んできている中です。

檜町：そういう疑問は聞きましたか。あそこに建てられないのだったらいいんですが。

管理者：22,000m<sup>2</sup>しかない。

檜町：それでは無理なんですか。

組合：面積的に言いますと、焼却施設の部分が平たい所で13,000m<sup>2</sup>、粗大・リサイクル部分が22,000m<sup>2</sup>、22,000m<sup>2</sup>の所に両方となると、後緑化率とかも必要で。

檜町：当初の計画はどうなっていますの。13,000m<sup>2</sup>しかないのに、それに周辺合わせても20,000もないですね。そこに建てるに市長が第1回目に説明された。コロコロ変わってきているから、1番最初は・・・入っていました。面積的には、元の面積の方が少なかった。その時私が質問したんですよ。これで行けるんですかって、行けますと言ったんです。結局変えられたんですよ。出来ないとなつたんですよ。13,000で出来るとはおかしいなと思っていたので聞き直したが、リサイクルセンターも炉も出来ますと明言されたが、リサイクルセンターはシャープの方に行ったんですよ。違いますか。

管理者：そこの北側の部分が使えないとなりましたので。

檜 町：でも、初めは行けるという事でしたね。

管理者：北側の斜面の高低差を見たら、そこは難しいという事で、それについては申し訳なかったと思っております。

檜 町：申し訳ないって・・・。それは検討された訳ですね。あそこのリサイクルセンターの所に炉を造るのは検討されたんですね。

管理者：難しい。

檜 町：我々にしたら疑問が・・・。疑心暗鬼になっているんですよ。だからそういう説明をしっかりと聞いていただいたら、ああそうかという事ですが、納得できない事もありますよ。

管理者：こここの部分は削除させていただきます。

檜 町：パッカー車のルートですけども、安堵町とか・・・。

管理者：明確にそれは、全員の首長の判を押したもので、名阪を使わないといけないとなっています。

檜 町：ではそのルートだけ教えて下さい。

管理者：名阪までのルートは分からぬが、名阪を使ってくるのは間違いない。

檜 町：一端名阪に乗る訳ですね。インターは。

管理者：天理東インターです。

檜 町：そしたら天理インターでは降りないのか。

組 合：はい、降りません。

檜 町：それは明確に約束しているわけですか。

管理者：はい、文言で。

檜 町：リサイクルセンターへ行く場合も、東インターから又戻ってくるんですか。

組 合：そうですね。東インターから降りて行くという事です。

檜 町：リサイクルセンターへ行く時も、わざわざ通り過ぎてですか。

組合：はい、そうです。

檜町：帰りもですか。

組合：はい、東インターだけです。

檜町：出入りは東インターだけですか。市役所の出ているP D Fを見たら、天理インター降りてパッカ一車走るルートになっていましたよ。

管理者：それはうちの車です。

檜町：天理市のものは、あそこを通るんですか。

組合：他所の市町村は全て東インターを通る。

檜町：はい、そういう意味ですか。天理市内のパッカ一車はどうするのか、又教えて下さい。

組合：そうですね。

管理者：これははつきり文言で書いてますので、次の回答書の時に添付をさせていただきます。

檜町：万が一、交通トラブルとかで名阪がストップになった時はどうなるんですか。

管理者：基本的に積替施設ですので、基本的には積替施設で持って置いていただくと。

檜町：下を通るとか、臨時に通るとかというのは。

管理者：そこも文言上、必ず印をつけて、一般道を通らないようにと、印をつけてしているのに一般道を通れば通報して、除名も書いていましたね。

局長：はい。ただ名阪が長期間通れないとなれば、その時は又お願いする可能性はありますけども、基本的には名阪。

檜町：少し irregularなもので、市のページに出ているものを単純に見ると・・・は通行止めとか。

組合：天理市の収集車は、可能性はあります。

檜町：だから、見分けがつかないんですよ。

管理者：公印の押した文書があるので、それを添付させていただきます。

檜町：それと防災センターという話が出していましたが。

管理者：防災拠点です。

檜 町：どういうふうな防災拠点ですか。

管理者：電気とか活用できて、避難は一定程度できる場所があつたりとか、会議室だったり、何かあつた際には皆さんがそこに来て、待機出来るような場所を確保するというような部分があれば、本来3分の1の補助が2分の1になるという事でございます。そこでは高効率発電もやるというのも条件になっています。もし単独であれば高効率発電は出来ない施設だった。

檜 町：櫻本校区の協議会の方から市の方へ要望は出てないですか。

組 合：そんな段階ではないです。

管理者：立ち上げの1番最初の時に一緒に居て、その時にこの協議会を通じてやりますという事を確認され、2、3回皆さんで協議をされて、次の回の時に来るようという事で言われております。

檜 町：要望というのまだないんですね。

管理者：まだです。地元振興をどういう考え方でやるという事について、白川の土地改良連合の■さんを講師に招かれて勉強会をされたというふうに聞いております。

檜 町：防災の拠点にするという建物の設計の時に会議室なり、この前行った国崎のセンターなんかは、事務所の前に広場のようなものを造って、地元の人がイベントを開いたりするような施設があつたが、こういう形にしてもらいたいとか、こういう施設を造った方がいいんじゃないとか、そういう方法はどういう形で出すんですか。

組 合：これも施設建設検討委員会というのを作つて、その中に地元の方も入つていただきますが、どんな方に入つていただくというのはまだこれからです。

檜 町：建物の中は予算でされと、先程説明ありましたね。外の部分については、地元対策費の協議会の方でやって下さいという事でしたが、ある程度バランスをとつてやつて行かないと、造つていったら同じような防災拠点が近所に2つ出来てしまったという事になりかねないので、建物の中の設計をする時にある程度地元の意思なり、協議会でやる公民館なり、他のものとのバランス等話し合いをする等、同じスピードでは進まないのではないかと思ったので、対策協議会の方は、今からどんどんやっていきますよね。建物の方は設計が進んで、地元の対策の方の話とは別に、建物の方はある程度概略が出来てきた時に地元の説明会をしますとなつてあるが、そのタイミングによっては、どういうふうにバランスをとるというのがあると思うので、ある程度、建物の中の要望についても早い時点でされてはどうかと思った。防災は、建物を建てようとしている建築面積の中に既に計画として面積は入つているのか。

組 合：それはこれから設計の中に入ります。

檜 町：心配なのは、私が言った300m<sup>3</sup>の池を造って下さい。そっちを優先して下さい。

組 合：多分調整池というのは、地下になっていると思いますので

檜 町：そうですか、その為に追い出されたら困る。それとは直接関係ないが10年、20年、30年、40年、50年後の人団推移というの何かに出ているんですか。

管理者：基本構想の戦略を作らせていたいた時も、それはやっています。

檜 町：天理市の50年後は、どのくらいの人口ですか。

管理者：2060年までをやっていて、その時点で4万中盤というのがシミュレーションです。それ以外は5万台というのもありますし、どういうふうに計算するかによっても、国から来ているものも変化があり、うちの戦略としては出来るだけ6万台を長くもたせたいという事を考えております。国の計画で減量化計画というのを立て行つてますので、それは減量をして、資源化もしていきます。

檜 町：それは数字としてある程度出ていますか。

管理者：2060年までのごみ量までは、人口でも差があるので。

檜 町：それは天理市に限らず、他の市町村。人口推移はあらゆる計画の基礎になるから、それはどこでも出しておられると思う。それでも4万くらいは・・・、天理教の本部があるから。

管理者：結局最近の減っている割合から推移して立てて行くので、突然増えたり急激に減ったりというのは、推計の中に入れられません。

檜 町：ごみの中に放射線物質が入っていたらどうするんですかという質問が大分前にあったが、それに対して前回市の方からいただいている回答として、表面汚染検査を定期的に実施する方法で検討したいという回答をいただいているが、汚染物質が入っているかどうか、表面汚染検査だけで可能なのか。

管理者：原則は受け入れをしない。

檜 町：原則はしないが、紛れて持ち込まれる事をどうやって検知するんですかという事を伺っていたと思うんですが、隠れて持つて来られるものをどうやって見つけ出すのかという事に対して、表面検査で隠れて持つて来たものを検知出来るものですか。

管理者：チェックカーのような、ガイガーカウンターのようなものしか、今の所やりようがないというのが正直なところです。

榎 町：鉛みたいなもので覆わっていたら、中身何が入っているか分かりませんね。

管理者：そこまでしたら犯罪行為ですね。

榎 町：でも黙って持つて来るという事は当然犯罪と分かつて持つて来ている筈ですから、組織的にやられるを見つけ出しあうがないという事ですね。

管理者：・・・うーん。鉛の所に入れられたら分からないです。

榎 町：さすがに違和感はあると思いますが、鉛に限らず何らかの方法で持つて来られたら、そこはもうどうもならないという事ですね。

管理者：今仰ったように、相当数の、どこかが利益を出す為に、福島の辺りで汚染されている物質を探る為に相当大規模で、大きな施設で入れないといけないので、それが通常のパッカー車や通常の乗用車で、入る時と出る時の重量計算も出ますので、これは違和感はあると思いますが。

榎 町：まー、そういうところで発見できるだろうという事ですね。

管理者：それとあとチェックカードという2段階かなーと・・・。

榎 町：微量だとそうでもないと思うが、組織的にやられたら嫌だなと思います。そこは他の方法なりで検知出来るであろうという事ならまあと思います。

榎 町：5ページの有識者等により活断層が存在し、必要な耐震性を確保する事が技術的に不可能と認められた場合には当該場所での建設を中止いたしますと記載されていますが、中止した場合どこかに案があるんですか。

管理者：今の所、確認をする中で推測される所では、極めて蓋然性が低いとなっておりますので、我々としては、ある事を前提とした代案というのは、もしそういうのが確保されておれば、初めからそこの候補地という事になりますので、確保されておりません。

榎 町：そうなった場合に考えるという事ですか。

管理者：ただ耐震性が確保されないという事になつたら建てられないで、そこはきちんと検証して、ここでは建てられる、建てられないというところを見ざるを得ないと思っております。

榎 町：まー今の状態であれば建てられるという事ですね。

管理者：そこの専門家の先生については、国全体の復興委員とかもされている方なので、天理ごときは言葉が悪いが、うちの案件でその方自身が嘘についてその方自身が得をする事が何もないというか、どこかで違う事を言った場合、今までずっとやってきた事が全部否定される事になるので、うちが何十億も渡すならともかく、そんな事とてもやっていただける方ではないと思っておりま

すし、今複数入っていただいているので。

榎 町：せっかく中止いたしますと書いていただいたのに、上げ足を取るようで申し訳ないが、耐震性を確保する事が技術的に不可能と認められた場合は中止いたしますという、この文言に関して先程の他の9市町村に対して、もし耐震性が認められなかったらここでは建てないという事を宣言しますよという事は、他の9市町村も了解済みだという理解でよろしいですか。

管理者：はい、そうです。国交省の方で耐震性を確保しないといけないという事になっています。

榎 町：ここではこう言ったけども、残りの9市町村では、そうは言っても建てられないのでここで建ててもらわないと困ると押し切られてしまう事はないという事ですね。

管理者：それはもう、法律的に建てられないで

榎 町：他の所が何と言っても、ここでは建てられないんだという文章の理解でよろしいか。

管理者：他市町村との間でこの点確認しますというような事は、書かせていただいても結構ですけども。

榎 町：いや、まーそこは。

榎 町：資料で、検討協議会の最新の資料を区長もらって下さい。5部くらい。計画段階の環境配慮書、意見は1月31日まで行けますね。これも3部、区長の所に届けて下さい。

以 上